

# 沖縄県食品ロス削減推進計画

～食品ロス 減らして 増やそう ゆいまーる～



沖縄県はSDGsを推進します

令和4年3月





## 目 次

第1章 総論 1	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
1 根拠法	2
2 関係法令及び関連計画	2
3 計画期間	3
第2章 食品ロスを取り巻く現状と課題	4
第1節 社会情勢の状況	4
1 世界の現状	4
2 国内の現状	4
3 沖縄の現状	5
第2節 食品ロスの現状（定量的な数値・指標）	5
1 全国の食品ロス量	5
2 沖縄県の食品ロス量	6
3 これまでの県の取組	23
第3節 食品ロス削減に向けた本県の課題	24
1 事業系食品ロス関連	24
2 家庭系食品ロス関連	25
3 未利用食品の活用	27
第3章 本県が目指す将来像、各主体の役割・行動及び施策展開	28
第1節 沖縄県が目指す将来像	28
第2節 各主体に求められる役割と行動	28
1 消費者の役割	28
2 農林漁業者・食品関連事業者等の役割	28
3 農林漁業者・食品関連事業者以外の事業者の役割	30
4 関係団体の役割（マスコミ、消費者団体、NPO等）	30
5 行政の役割	30
第3節 食品ロス削減の基本的な施策	31
1 基本的施策の方向性	31

2	基本的施策の推進	31
第4節	沖縄県の特徴を踏まえた施策展開	36
1	未利用食品の有効活用の推進	36
2	台風等により仕入れが遅れた食品等の有効活用の促進	37
3	観光客への食品ロス削減の普及啓発の取組	37
第4章	計画の推進体制及び進行管理	38
第1節	推進体制の整備	38
第2節	計画の進行管理	38
1	計画推進を図るための指標及び数値目標の設定	38
2	沖縄県の食品ロスの指標及び削減目標	39
参 考 資 料		
○	食品ロスの削減に関する法律の概要	41
○	食品ロスに関する用語解説	42
○	沖縄県食品ロス削減推進会議設置要綱	44
○	沖縄県食品ロス削減推進県民会議設置要綱	47

# 第1章 総論

## 第1節 計画策定の趣旨

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され大量の食品ロス\*が発生している現状があります。

これは、国民1人が1日に茶碗約1杯分（約129g）のご飯の量を廃棄していることになり、食料の約6割を海外に依存する我が国においても、食品ロスの削減は早急に取り組むべき喫緊の課題となっています。

また、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ\*」に基づくSDGs（持続可能な開発目標）\*において、持続可能な世界を実現するために17のゴール（目標）が設定されており、目標12「つくる責任つかう責任」においては、食料廃棄の減少が重要な柱に位置付けられるなど国際的にも重要な課題となっています。

加えて、食品廃棄物を含む人の生活に起因する廃棄物の処理については、地球環境に関する重大な課題の一つであることから、その発生を最小限に抑え、発生した場合でも資源として最大限に活用することで、環境と共生する持続可能な「循環型社会」の形成を一層推進することが求められています。

一方、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生じた余剰食品の利用促進や「新しい生活様式」での家庭における期限間近の食品等を整理し使い切る等食品ロス削減の工夫が求められているところでもあります。

食品ロスを削減していくためには、県民一人ひとりが「もったいない精神」を持つとともに県民各層がそれぞれの立場において主体的にこの問題に取り組み、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要です。

まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用することが重要です。

また、本県は全国と比較して県民所得が低く、子どもの貧困率\*も高い状況にあることから、未利用食品の活用等子どもの貧困をはじめとする生活困窮者支援対策と連動して検討することが必要です。

国においては、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が公布・施行され、また、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣

\* 用語説明を42Pに掲載

議決定されたところです。

こうした状況を踏まえ、沖縄県としては、「沖縄県 SDGs 実施指針」に掲げる沖縄らしい持続可能な社会の実現を目指すため、「沖縄県食品ロス削減推進計画」を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政等が連携・協働して食品ロス削減の取組を進めていくこととしました。

## 第2節 計画の位置付け

### 1 根拠法

本計画は、食品ロス削減推進法第12条の規定に基づく「都道府県食品ロス削減推進計画」に位置付けます。

### 2 関係法令及び関連計画

#### (1) 食品ロス削減関連

食品ロス削減の推進は、次に示す関連法令及び関連計画等にも位置付けられており、これらの関連計画と調和を保ちながら連携を図ります。

- ① 第四次循環型社会形成推進基本計画
- ② 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（食品リサイクル法）
- ③ 沖縄県廃棄物処理計画
- ④ 沖縄県食育推進計画

#### (2) 沖縄県 SDGs 実施指針

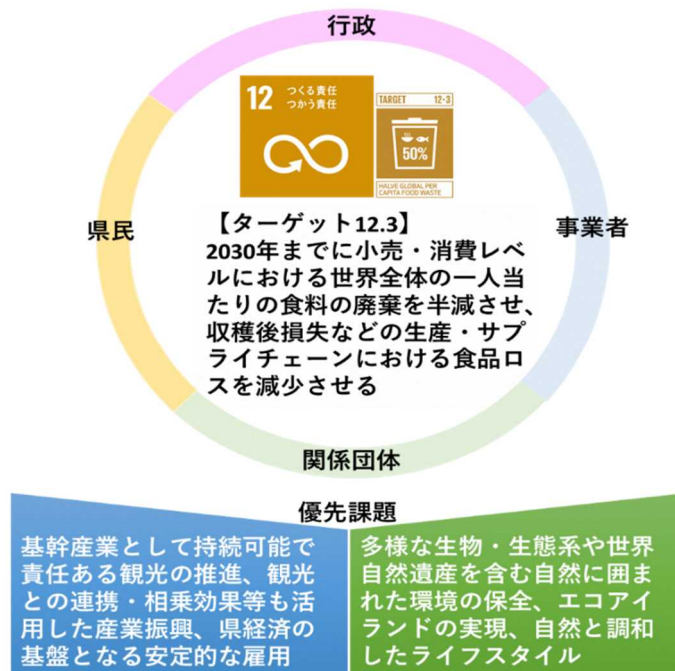
「沖縄らしい SDGs」の推進においては、関係部局の連携を促進し、統合的な SDGs の推進に向けて全庁的に取り組むこととします。

SDGs の目標 12「つくる責任つかう責任」のターゲット 12.3「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーン\*における食品ロスを減少させる。」に関連する優先課題として「基幹産業として持続可能で責任ある観光（サステイナブル\*／レスポンシブル・ツーリズム\*）の推進、観光との連携・相乗効果等も活用した産業振興（農林水産業におけるブランド化等）、県経済の基盤となる安定的な雇用」や「多様な生物・生態系や世界自然遺産を含む自然に囲まれた環境の保全、エコアイランドの実現、自然と調和したライフスタイル」を位置づけます。

---

\* 用語説明を 42P に掲載

図 食品ロス削減と沖縄県 SDGs 推進の関連



### (3) 新たな振興計画（素案）

人の生活に起因する廃棄物の処理は地球環境に関する重大な課題であることから、廃棄物3R\*（リデュース、リユース、リサイクル）の積極的な推進に取り組むとともに、食品ロス削減のため再利用等に対する県民意識の向上に取り組みます。

## 3 計画期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。ただし、食品ロスを取り巻く状況や施策の実施状況等を勘案し、計画開始5年後（令和8年度、2026年度）を目処に必要な見直しを行います。

\* 用語説明を42Pに掲載

## 第2章 食品ロスを取り巻く現状と課題

### 第1節 社会情勢の状況

#### 1 世界の現状

国際連合食糧農業機関（FAO）の報告書によると、世界全体では、食料生産量の3分の1に当たる約13億トンもの食料が毎年捨てられています。

大量の食品ロスが発生する中において、世界の人口は増え続け2050年には約98億人に達すると推計されている一方で、深刻な飢えや栄養不足で苦しんでいる人々は約8億人いると推計されています。

食品ロスの問題については、平成27年（2015年）9月15日の国際連合において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標（SDGs）で重要な柱として位置付けられました。

#### 2 国内の現状

日本においては、食料を海外からの輸入に大きく依存し、食料自給率は37%となっている状況の中、年間約600万トン（平成30年度、2018年度）の食品ロスが発生していると推計されており、食品ロス削減は喫緊に取り組まなければならない課題です。

また、市町村等における一般廃棄物の処理費用に年間約2兆円程度の費用を支出している現状があります。

廃棄物の処理に多額のコストを投入する一方で、消費支出のうち食費の占める割合は27.5%（令和元年、2019年平均）となっています。

##### <日本>

###### 食料を海外からの輸入に大きく依存

- ・食料自給率（カロリーベース）は**38%**  
（農林水産省「食料需給表（平成29年度）」）



###### 廃棄物の処理に多額のコストを投入

- ・市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物の処理に要する経費は**約2兆円/年**  
（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」）

###### 食料の家計負担は大きい

- ・食料が消費支出の**1/4**を占めている  
（総務省「家計調査（平成30年）」）

###### 深刻な子どもの貧困

- ・子どもの貧困は、**7人に1人**と依然として高水準  
（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」）

##### <世界>

###### 世界の食料廃棄の状況

- ・食料廃棄量は年間**約13億トン**
- ・人の消費のために生産された食料のおよそ**1/3**を廃棄  
（国連食糧農業機関（FAO）「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」）



###### 世界の人口は急増

- ・2017年は約76億人、2050年には**約98億人**  
（国連「World Population Prospects The 2017 Revision(June 2017)」）

###### 深刻な飢えや栄養不良

- ・飢えや栄養で苦しんでいる人々は**約8億人**
- ・5歳未満の発育阻害は**約1.5億人**  
（国連食糧農業機関（FAO）  
「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD (2018)」）

###### SDGsの重要な柱

- ・国連の持続可能な開発のための2030アジェンダで言及
- ・G7農業大臣会合及び環境大臣会合（2016年）で、各国が協調し、積極的に取り組んでいくことで合意

資料引用：消費者庁「食品ロス削減関係資料（令和元年8月20日版）」



### 3 沖縄の現状

#### (1) 一般廃棄物の現状

県内の事業所や家庭から排出される一般廃棄物は、平成11年度（1999年度）の51万2千トンを経過ピークに減少傾向でしたが、平成21年度（2009年度）より微増傾向にあり、令和元年度（2019年度）は約48万1千トンとなっています。

また、令和元年度（2019年度）における本県のごみ処理費は約131億円であり、1トン当たりのごみ処理費は27,138円、県民1人当たりのごみ処理費は8,853円となっています。

#### (2) 食品廃棄物の現状

令和元年度（2019年度）食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告によると、沖縄県の食品廃棄物の発生量は、年間約33万トンで、全国平均と比べて6千トン多くなっています。

業種区分ごとでは、食品製造業における発生量が約31万5千トンで96.1%を占めており、食品卸売業、食品小売業及び外食産業は、全国平均より発生量が少なくなっています。

沖縄県における消費支出のうち食費の占める割合は31.2%（令和2年、2020年平均）となっています。

## 第2節 食品ロスの現状（定量的な数値・指標）

### 1 全国的食品ロス量

日本国内の食品ロス量は年間600万トン（平成30年度、2018年度推計）で、国民1人当たり1日約129g（お茶碗約1杯分）の食品ロスを出していると推計されています。

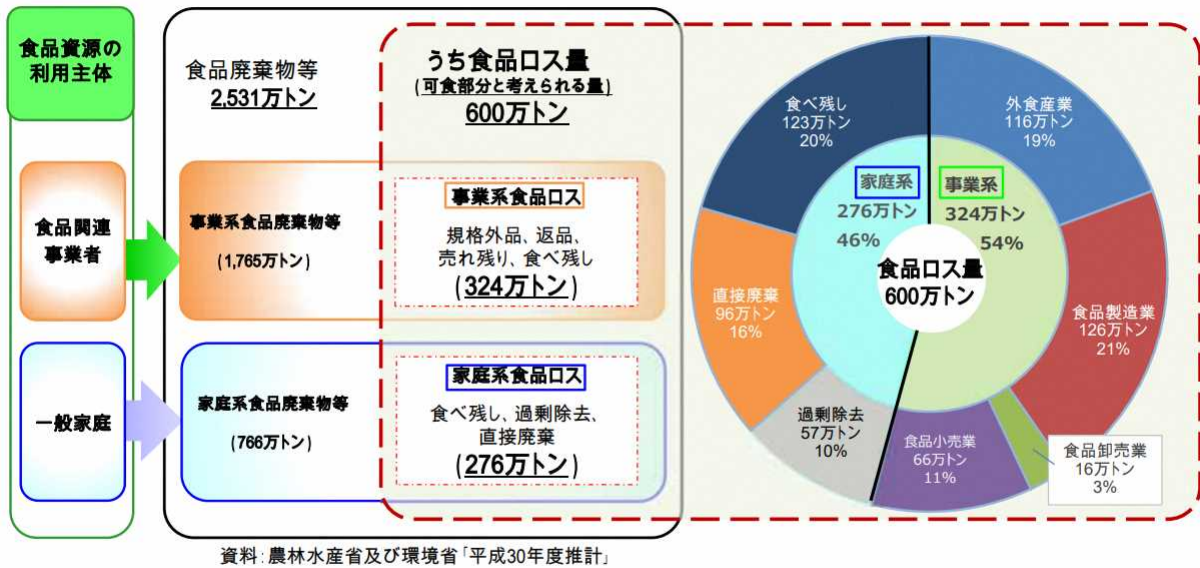
内訳は、一般の家庭から発生する「家庭系食品ロス」が276万トン（46%）、食品製造業や食品小売業、外食産業等の事業者から発生する「事業系食品ロス」が324万トン（54%）となっており、食品ロスの約半分は家庭からとなっています。

#### 〈食品ロス（推計）の経年変化〉

	平成24年度 推計	平成25年度 推計	平成26年度 推計	平成27年度 推計	平成28年度 推計	平成29年度 推計	平成30年度 推計
食品ロス（年間）	642万トン	632万トン	621万トン	646万トン	643万トン	612万トン	600万トン
国民1人当たり換算	50kg	50kg	49kg	51kg	51kg	48kg	47kg

資料引用：消費者庁「食品ロス削減関係資料（令和元年8月20日版）」

## 食品廃棄物等の発生状況と割合 <概念図>



(参考) 産業廃棄物の総排出量は3億8,354万トン(平成29年度)、一般廃棄物の総排出量は4,272万トン(平成30年度)  
資料: 環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

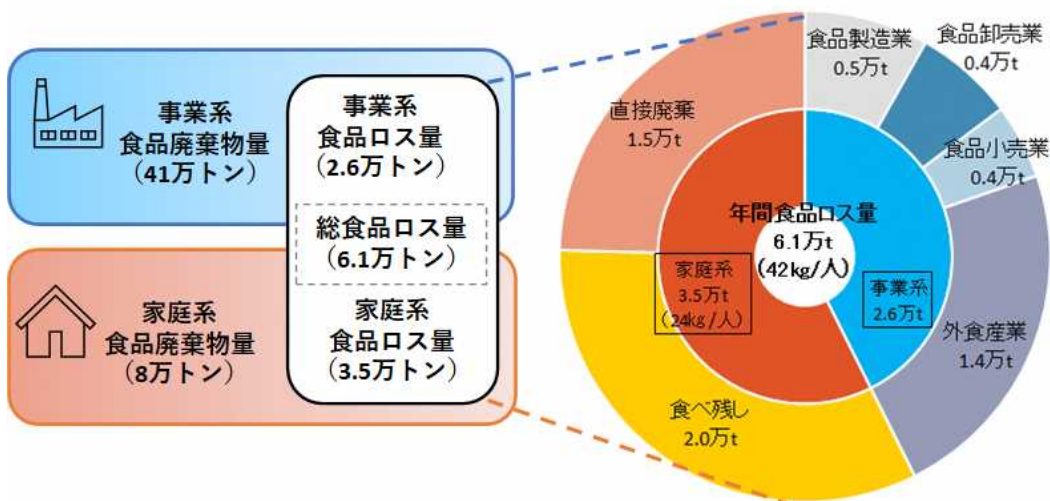
資料引用: 消費者庁「食品ロス削減関係資料(令和元年8月20日版)」

## 2 沖縄県の食品ロス量

沖縄県内の食品ロス量は年間約6.1万トンで、県民1人当たり1日約115g(お茶碗約1杯分)の食品ロスを出していると推計されています。

内訳は、一般の家庭から発生する「家庭系食品ロス」が約3.6万トン(58.0%)、食品製造業や食品小売業、外食産業等の事業者から発生する「事業系食品ロス」が約2.6万トン(42.0%)となっており、食品ロスの半分以上は家庭からとなっています。

### 県内の食品廃棄物等の発生状況<概要図>



※表示単位未満の四捨五入等により、内訳の合計が一致しない場合がある。

## (1) 事業系食品ロス量

令和3年度(2021年度)に県内の食品関連事業者(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)を対象に食品ロスなどの発生状況に関するアンケート調査を実施しました。

調査対象：県内食品関連事業所(製造業 942 事業所、卸売業 814 事業所、小売業 3,624 事業所、外食産業 10,465 事業所、計 15,845 事業所のうち、2,003 事業所を抽出)

調査内容：食品廃棄物発生量及び食品ロス発生割合、再生利用などへの取り組み状況、食品ロス発生状況

	事業所数	対象事業所	回答事業所	回収率	有効回答数
食品製造業	942	269	74	27.5%	67
食品卸売業	814	263	63	24.0%	51
食品小売業	3624	707	104	14.7%	85
外食産業	10,465	764	133	17.4%	114
合計	15,845	2,003	374	18.7%	317

※県内食品関連事業所は、総務省統計局「平成28年度経済センサス-活動調査」参照

※アンケート対象事業所は、統計法2条第8項に規定する事業所母集団データベースの食品関連事業に該当する事業所から、売上金額及び従業員数を基準に抽出。

※有効回答数は、食品ロス推計に必要なデータが揃っているものを指す。

### ① 食品ロスの推計発生量

アンケート結果を基に、最新(令和元年度、2019年度)の国の調査結果を用いて本県における食品ロス量を推計すると、令和元年度(2019年度)における事業系食品ロス量(括弧内は食品ロス発生量の総計に占める各業種の割合)は、食品製造業は4,692トン(18.2%)、食品卸売業は3,678トン(14.3%)、食品小売業は3,564トン(13.8%)、外食産業は13,848トン(53.7%)と推計され、本県では、外食産業の食品ロス発生量が多い傾向にあります。

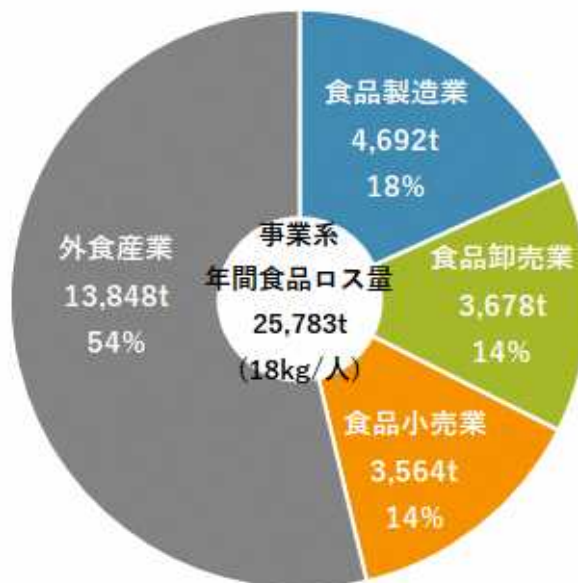
事業系の年間食品ロス量を県人口一人当たりに換算すると、年間18kgに相当します。

表：県内事業系食品廃棄物及び食品ロス発生量（推計値）

	【推計値】食品廃棄物の年間発生量(t)		
		【推計値】食品ロス量(t)	食品廃棄物に占める食品ロスの割合(%)
食品製造業	362,241	4,692	1.3
食品卸売業	7,043	3,678	52.2
食品小売業	9,717	3,564	36.7
外食産業	35,659	13,848	38.8
総計	414,898	25,783	6.2

※表示単位未満の四捨五入等により、内訳の合計が一致しない場合がある。

図：県内事業系食品ロス量の業種別内訳（推計値）



## ② 食品ロスの発生状況

食品ロスの発生状況は、食品製造業では「製造過程での汚損、破損、異物混入」が最も多く、次いで「製造・調理くずのうち可食部」、「消費・賞味期限切れ」となっています。食品卸売業では、「消費\*・賞味期限\*切れ、納品期限（1/3ルール）\*切れ」が最も多く、次いで「流通過程での汚損、破損」が多くなっています。食品小売業では、「消費・賞味期限切れ、納品期限（1/3ルール）切れ」が最も多く、次いで「流通過程での汚損、破損」、「鮮度低下」、「季節商品の売れ残り、需要予測の誤算」となっています。外食産業では「食べ残し」が最も多く、次いで「調理くずのうち可食部、仕込み時に発生したロス」が多くなっています。

\* 用語説明を 42P に掲載

図 食品ロス発生状況（食品製造業）

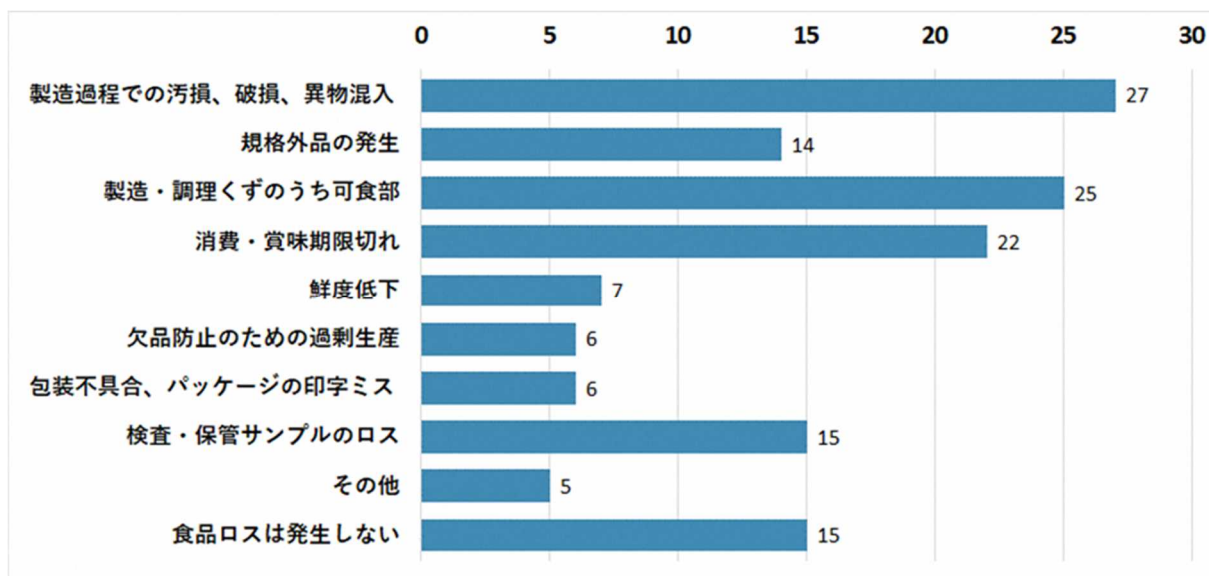


図 食品ロス発生状況（食品卸売業）

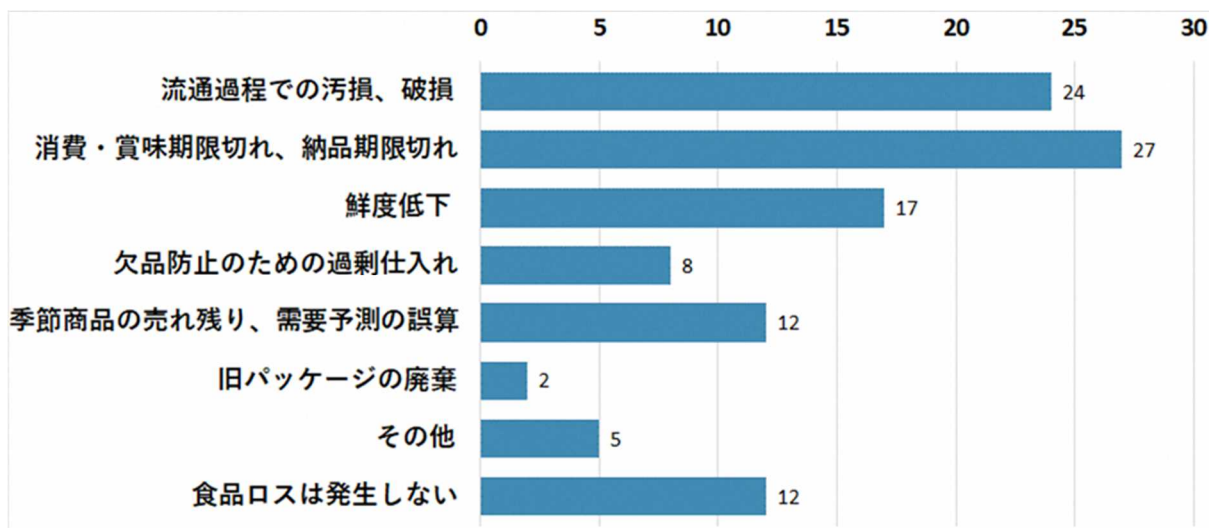


図 食品ロス発生状況（食品小売業）

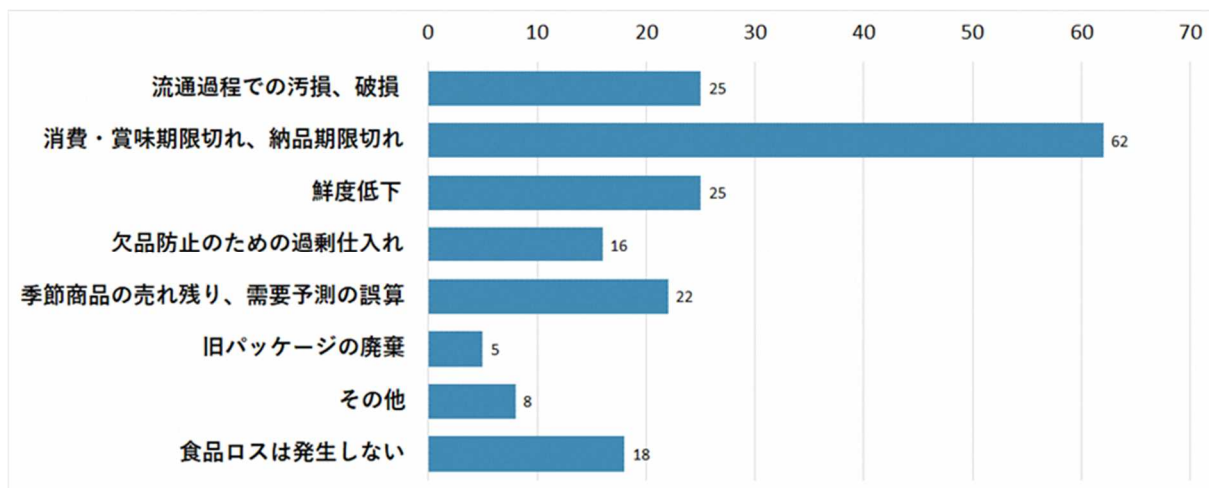
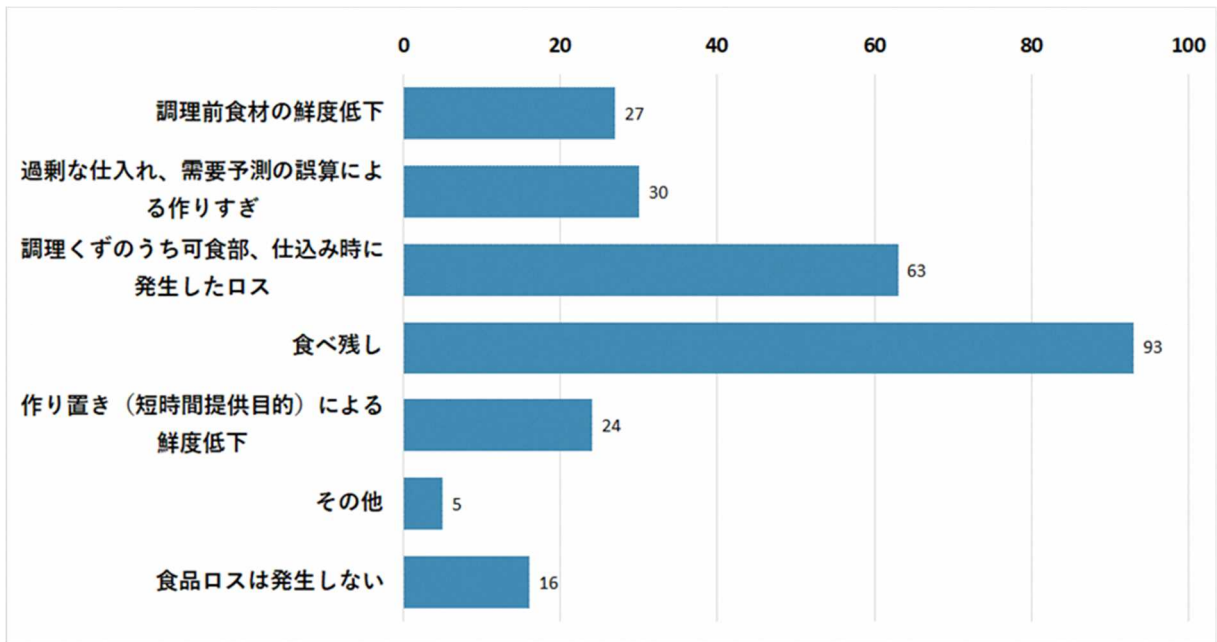




図 食品ロス発生状況（外食産業）



### ③ 再生利用の状況

食品廃棄物等に関する再生利用等実施状況量（推計値）は、業種別にみると、食品製造業は約 32 万トン、食品卸売業では約 2 万トン、食品小売業では約 1 万トン、外食産業では約 1 万トンとなっています。

県内における再生利用の用途別の内訳は、肥料化・堆肥化が最も多く約 80%であり、次いで飼料化・ペットフード化が約 12%となっています。

図 県内の再生利用実施状況（推計値）

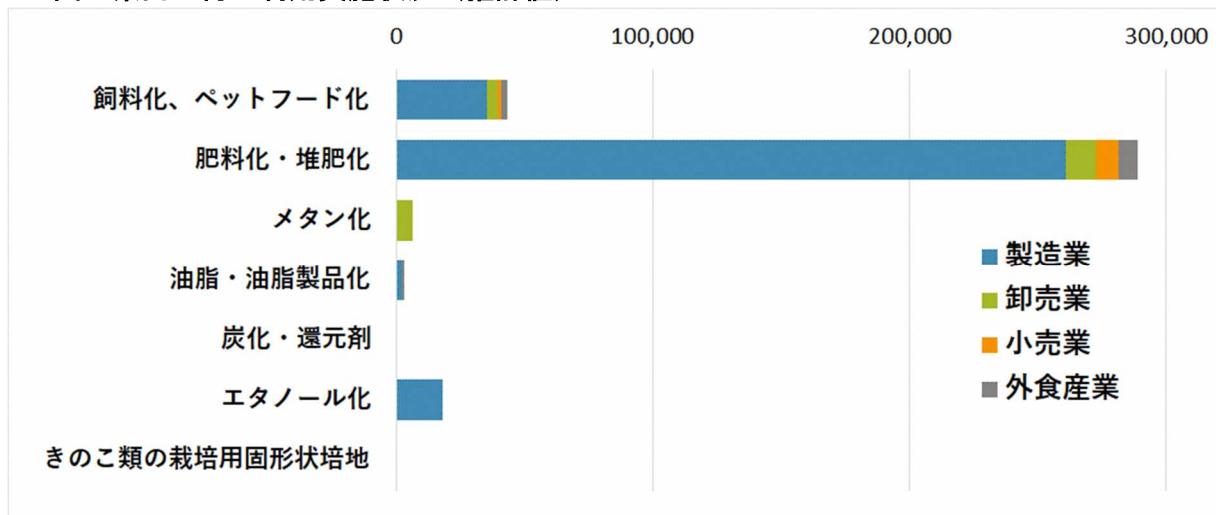


表 県内における食品廃棄物の再生利用実施量（推計値）

	飼料化、 ペット フード化	肥料化・ 堆肥化	メタ ン化	油脂・油 脂製品化	炭化・ 還元剤	エタノー ル化	きのこ類の 栽培用固形 状培地	総再生 利用量(t)	業種別 割合
製造業	35,137	260,874		2,299		18,037		316,347	88.0%
卸売業	4,279	11,840	6,202					22,322	6.2%
小売業	1,301	8,437		2				9,739	2.7%
外食産業	2,397	7,840		924		0		11,162	3.1%
総計	43,114	288,992	6,202	3,225	0	18,037	0	359,569	
用途別割合	12.0%	80.4%	1.7%	0.9%	0.0%	5.0%	0.0%		

#### ④ 食品ロス削減への取組状況・取組意欲

各業種別に、食品ロス削減に向けた取組状況（現在取組を行っていない場合は取組意欲）を調査しました。食品製造業における取組状況としては、「在庫管理（数量・適切な保管）の徹底」（約43%）が最も多く次いで「製造・調理ロスの削減」（約38%）となっています。食品卸売業における取組状況としては、「在庫管理（数量・適切な保管）の徹底」（約62%）が最も多く次いで「食品ロス、食品廃棄物量の把握」（約40%）となっています。食品小売業における取組状況としては、「在庫管理（数量・適切な保管）の徹底」（約48%）が最も多く次いで「食品ロス、食品廃棄物量の把握」、「消費・賞味期限が迫った商品の特価販売」（約43%）となっています。外食産業における取組状況としては、「在庫管理（数量・適切な保管）の徹底」（約81%）が最も多く次いで「製造・調理ロスの削減」（約55%）となっています。

図 製造業における食品ロス削減に向けた取組状況・取組意欲

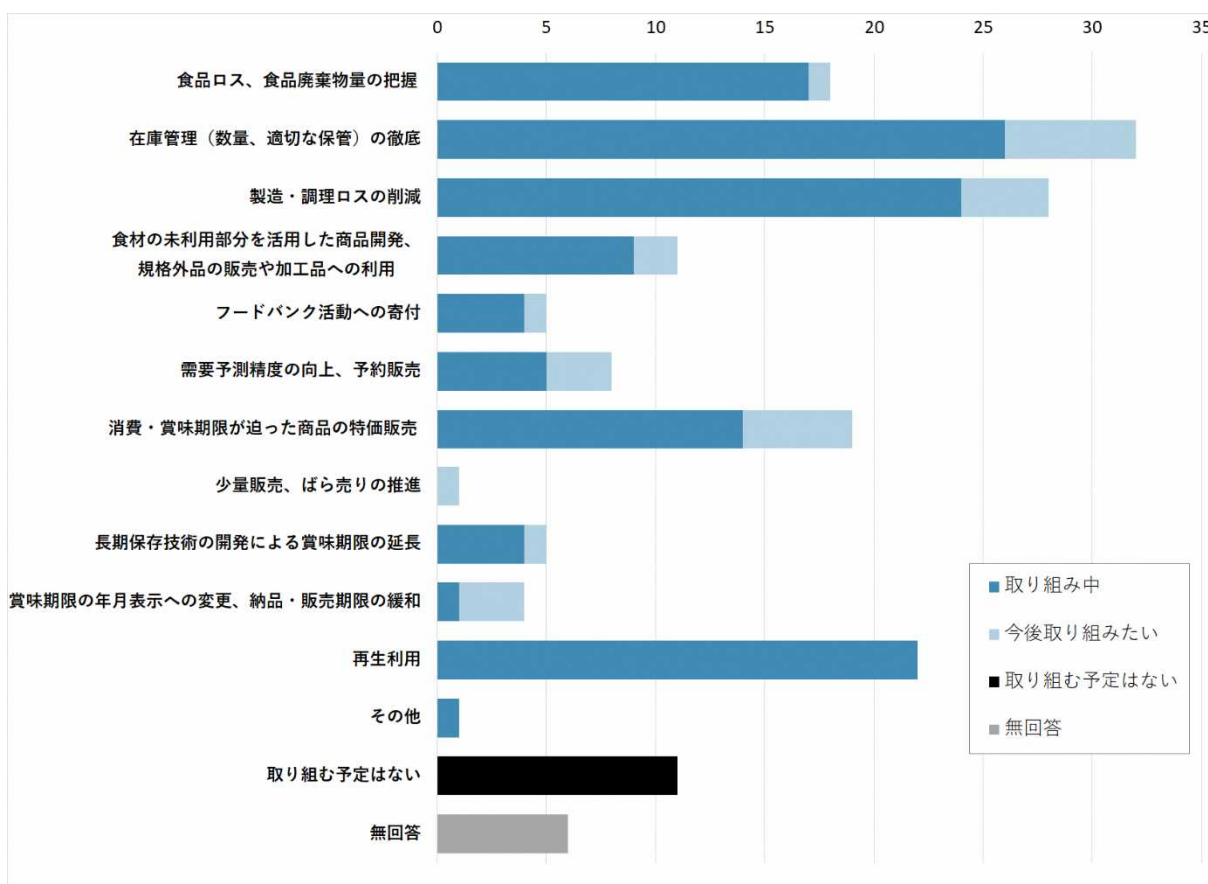


図 卸売業における食品ロス削減に向けた取組状況・取組意欲

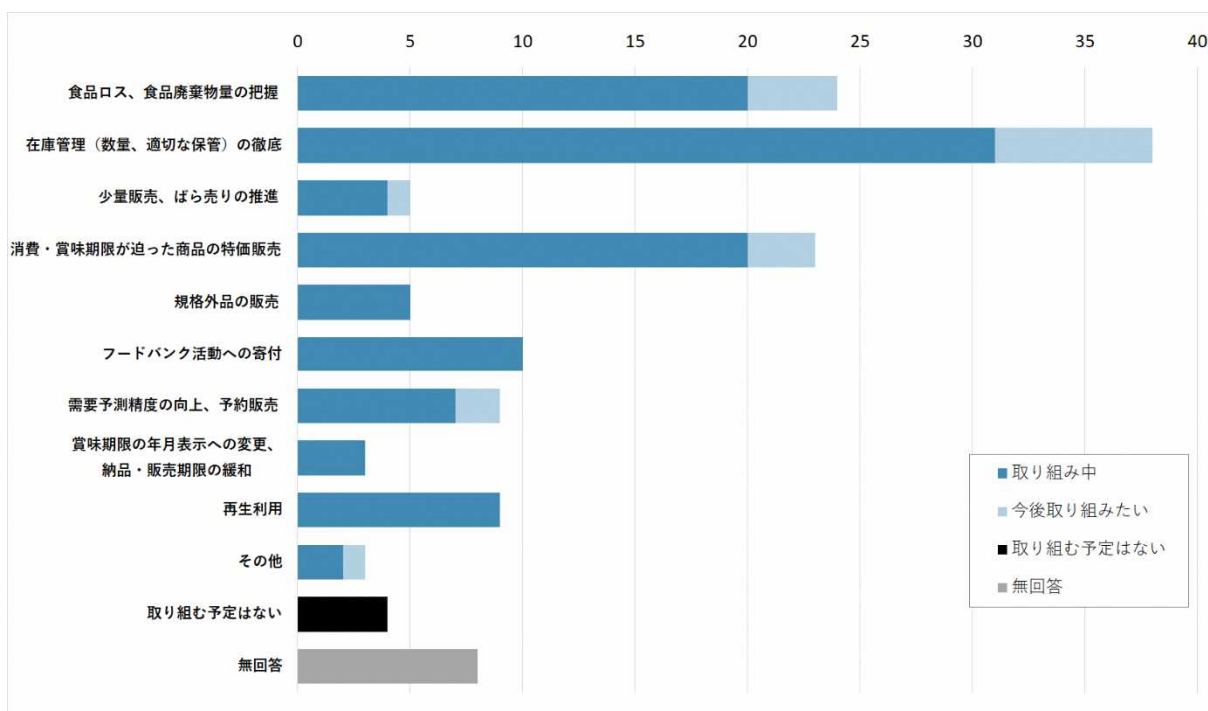




図 小売業における食品ロス削減に向けた取組状況・取組意欲

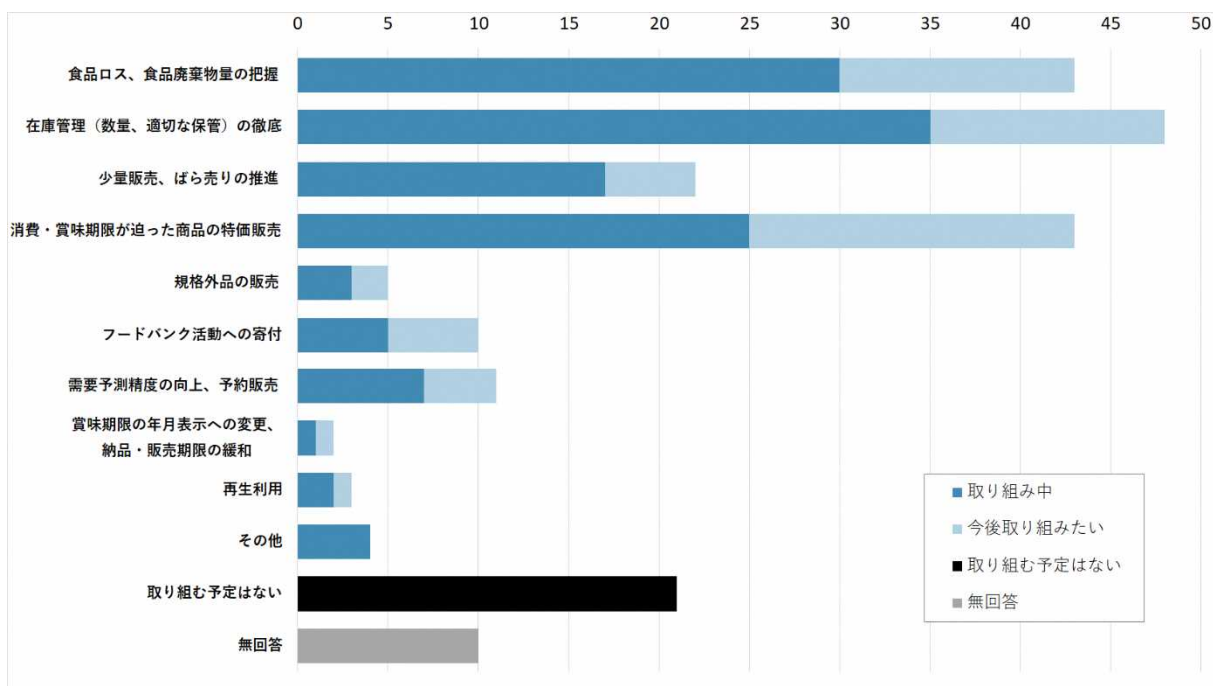
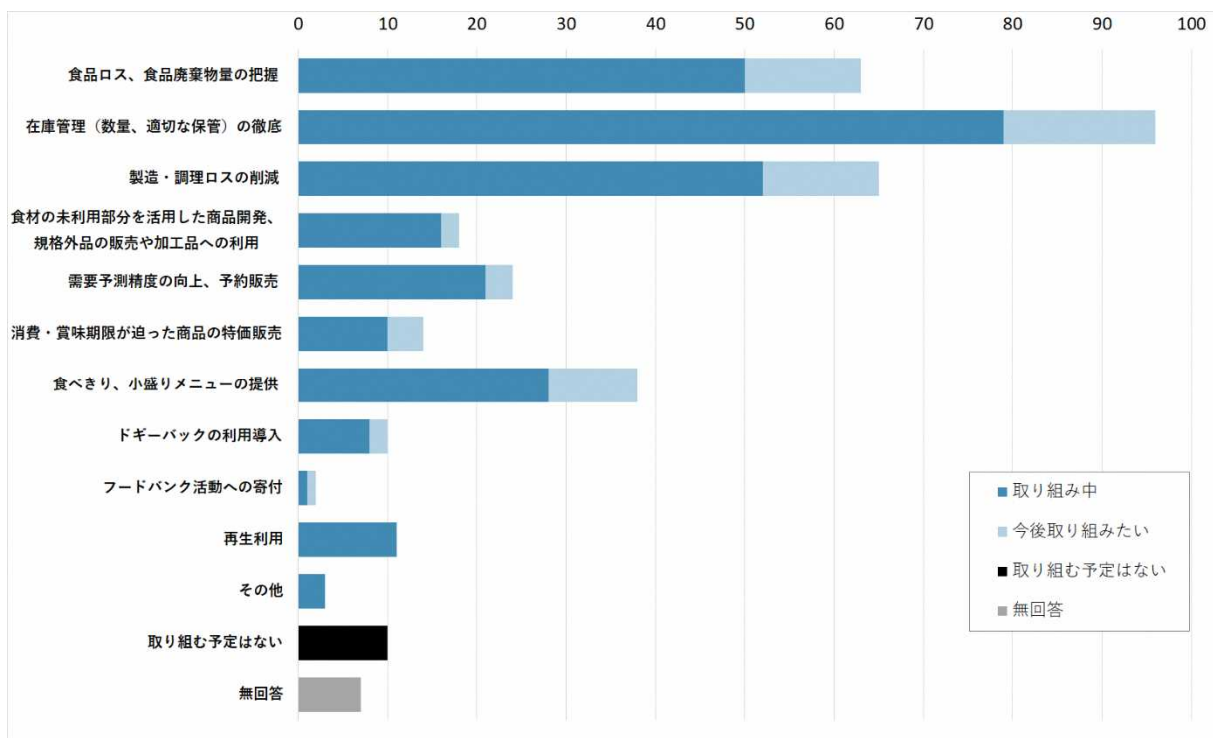


図 外食産業における食品ロス削減に向けた取組状況・取組意欲



## (2) 家庭系食品ロス量

令和3年度（2021年度）に県内1市1村を対象に、家庭から出たごみ袋の開封調査を実施しました。

調査対象：糸満市及び大宜味村

調査内容：家庭から出たごみ袋を実際に開封し、中に含まれる食品廃棄物及び食品ロス量を計量

調査時期：令和3年（2021年）7月・8月（夏季）及び令和4年（2022年）1月（冬季）

※家庭系食品ロス量：35,667t

うち直接廃棄：15,471t（43.4%）

うち食べ残し：20,196t（56.6%）

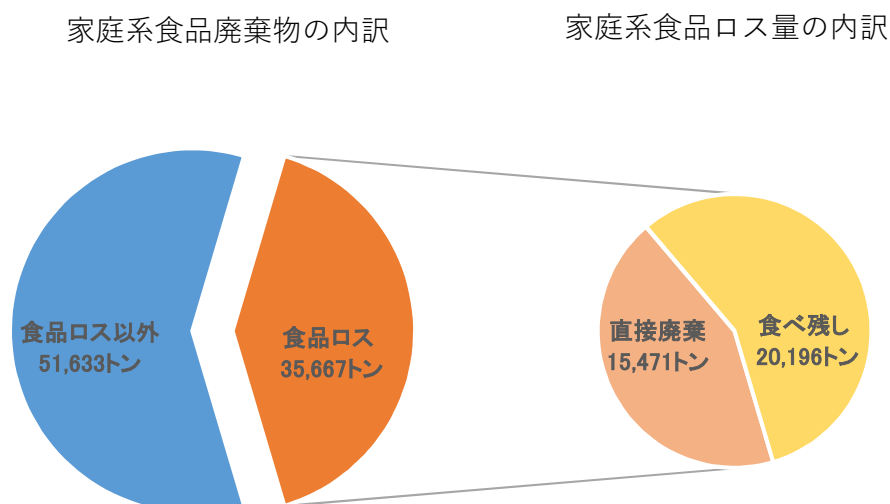


図 家庭系食品ロス量の内訳

### ①食品廃棄物の推計発生量

調査結果及び一般廃棄物実態調査（令和元年度、2019年度）結果から、本県における家庭系の食品廃棄物量を推計しました。その結果、令和元年度（2019年度）における家庭系食品廃棄物量は87,300トンと推計されます。

また、家庭ごみ中の食品廃棄物の割合は35.9%となっており、本県では国の調査結果（同31%）と比較してやや高い水準となっています。

	年間食品廃棄物量	1人あたり 年間食品廃棄物量	食品廃棄物割合
全国	7,536,000t	59.3kg ※1	31% ※3
沖縄県	87,300t	59.0kg ※2	35.9% ※4

※1 R1 年度換算年間発生量：7,536,000 トン÷127,156 千人（出典：令和3年3月 令和2年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省）

[https://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/r1/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r1/index.html)

※2 R1 年度換算年間発生量：87,300 トン÷1,478,957 人（人数出典：令和元年度・一般廃棄物実態調査（環境省）

※3 出典：令和3年3月 令和2年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省）

[https://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/r1/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r1/index.html)

※4 R1 年度換算割合：87,300 トン÷（生活系収集＋直接搬入可燃ごみ（年間）242,901 トン）

（出典：令和元年度・一般廃棄物実態調査（環境省）

[https://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/r1/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r1/index.html)

## ②食品ロスの推計発生量

調査結果及び一般廃棄物実態調査（令和元年度、2019 年度）結果から、本県における家庭系の食品ロス量を推計しました。その結果、令和元年度（2019 年度）における家庭系食品ロス量は 35,667 トンと推計されます。

また、一人あたりの数値に換算すると、年間 24.1kg となり、本県では国の調査結果（同 20.5kg）と比較してやや多い水準となっています。

	年間食品ロス量	1人あたり年間食品ロス量
全国	2,612,000t ※1	20.5kg ※2
沖縄県	35,667t	24.1kg ※3

※1 出典：令和3年3月 令和2年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省）

※2 2,612,000 トン÷127,156 千人（人数出典：令和3年3月 令和2年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省））

※3 R1 年度換算年間発生量：35,667 トン÷1,478,957 人（人数出典：令和元年度・一般廃棄物実態調査（環境省）

[https://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/r1/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r1/index.html)

## ③食品ロス（直接廃棄、食べ残し）割合

調査結果から推計すると、令和元年度（2019 年度）の本県の家庭系の食品ロスは、直接廃棄：15,471t＝43.4%、食べ残し：20,196t＝56.6%でした。一

方、国の令和元年度（2019年度）の調査結果では、直接廃棄が40.9%、過剰除去及び食べ残しが59.1%となっており、本県では食べ残しの割合が全国と比較して高い結果となっています。

	直接廃棄	食べ残し	過剰除去	計
全国	1,069,000t (40.9%)	1,166,000t (44.7%)	376,000t (14.4%)	2,611,000t
沖縄県	15,471t (43.4%)	20,196t (56.6%)	— (—)	35,667t

※1 令和3年3月 令和2年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省）

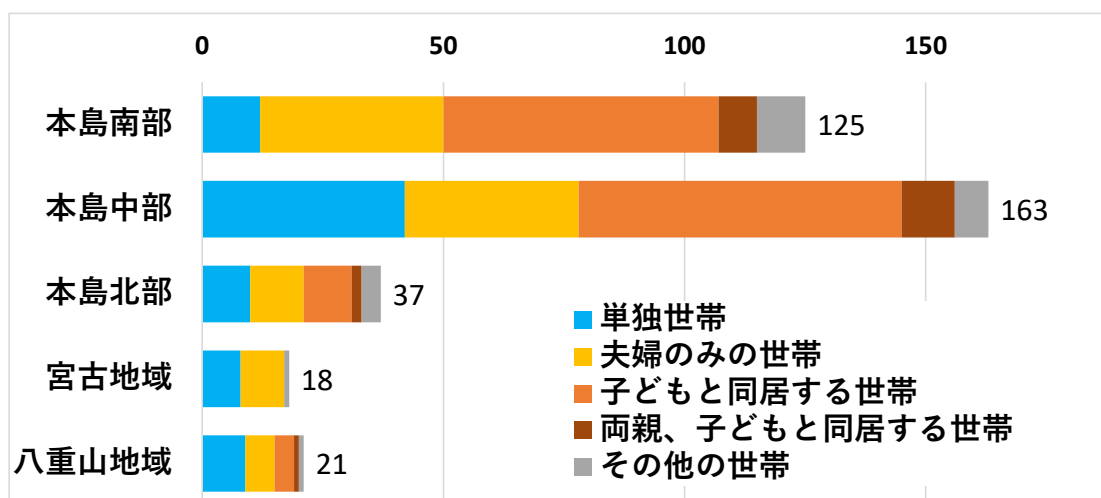
※2 端数処理の関係で各項目と計が一致しない場合がある。

### （3）食品ロス問題を認知し削減に取り組む消費者の割合

食品ロスに関する消費者意識や取組状況を把握するため、令和3年度（2021年度）に県民約400人を対象としたインターネットによるアンケート調査を実施しました。アンケートは、回答者の偏りが生じないよう県内5地区（本島北部、中部、南部、宮古、八重山）から、国勢調査結果による世帯人口比、世帯構成及び年齢層を考慮し対象者を抽出しました。

アンケートを実施した結果、本島南部で125人、本島中部で163人、本島北部で37人、宮古地域で18人、八重山地域で21人の計364人から回答を得ました。

図 アンケート対象者内訳

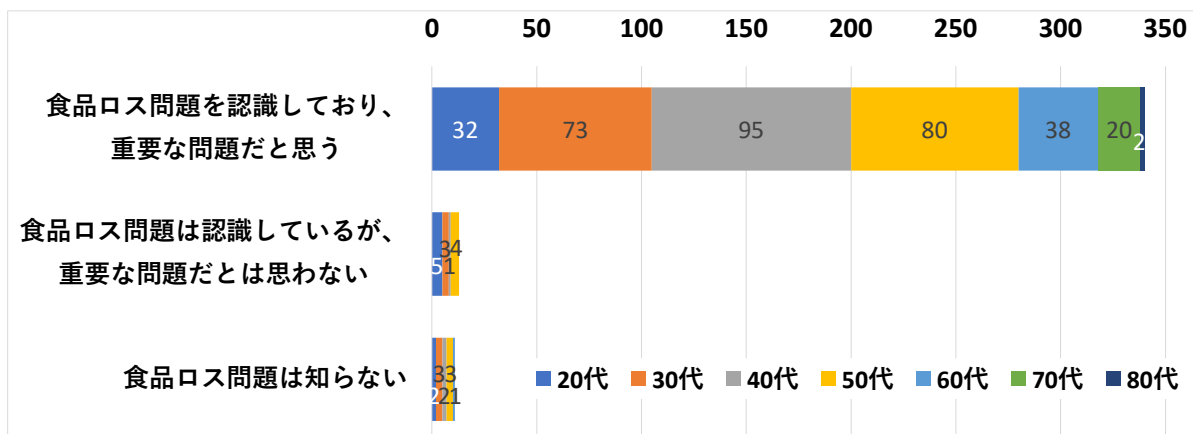


## ① 食品ロス問題の認知度及び重要性

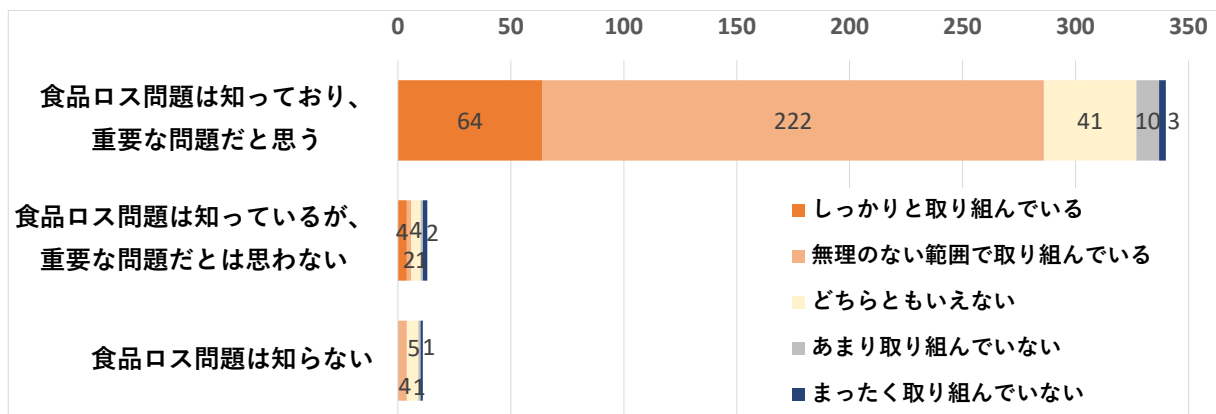
調査の結果、令和3年度（2021年度）における「食品ロス問題を知っており、それを重要な問題」だと考える人が約93%を占め、県内における食品ロス問題に関する認知度及び重要性は高いことがわかりました。

一方で、「食品ロス問題を認識してはいるが、重要な問題だと思わない」、「食品ロス問題は知らない（聞いたことがない）」と答えた人の割合はそれぞれ4%、3%を占めました。

図： 食品ロス問題の年代別認知度



図： 食品ロス問題の認知度及び取組状況

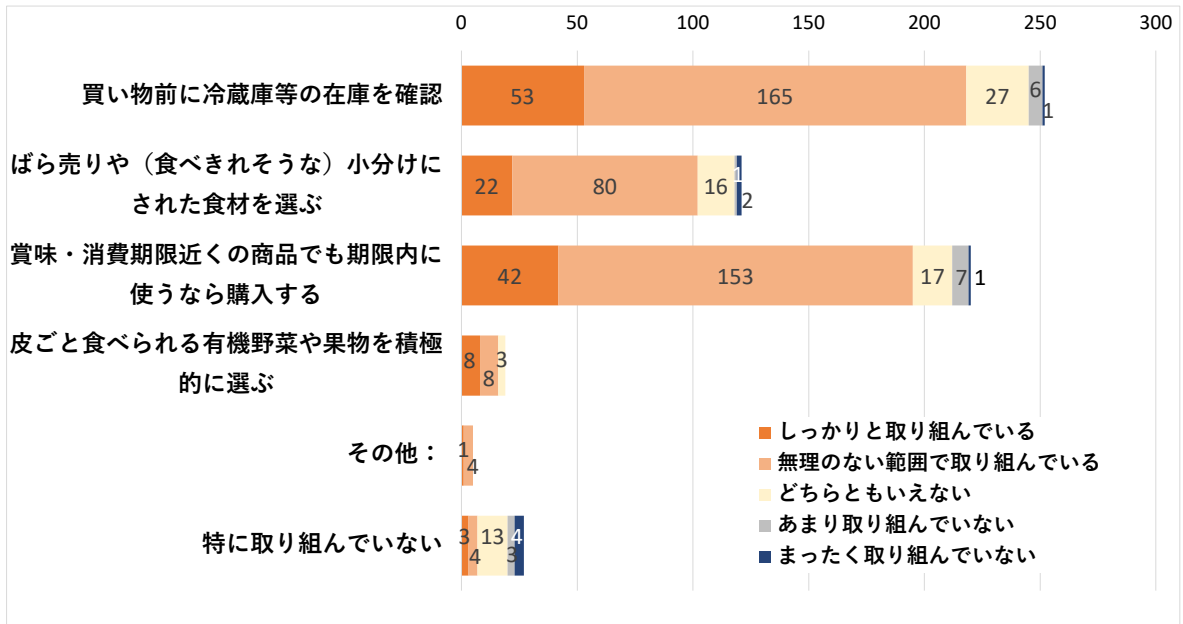


## ② 食品ロス問題の認知度及び取組状況

### ア 購入時における取組状況

食材購入時においては、約69%の人が「買い物前に冷蔵庫等の在庫を確認」、約60%の人が「賞味・消費期限近くの商品でも期限内に使うなら購入する」取組を実施しています。

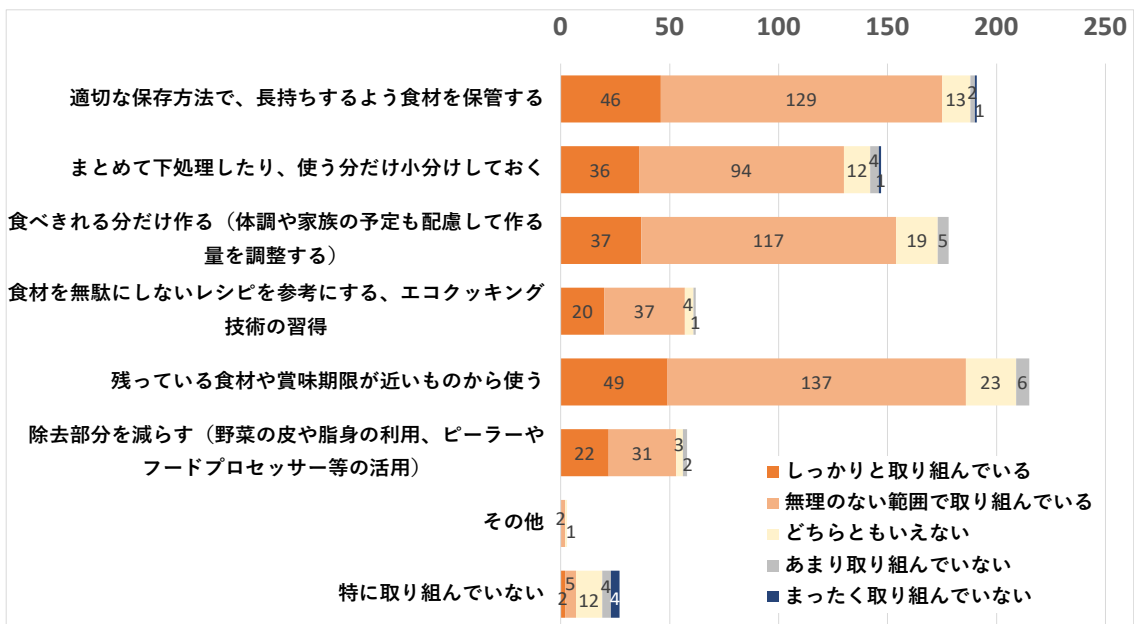
図 食材購入時における食品ロス削減に向けた各取組実施状況



イ 調理時における取組状況

調理時においては、約 60%の人が「残っている食材や賞味期限が近いものから使う」、約 53%の人が「適切な保存方法で、長持ちするよう食材を保管する」取組を実施しています。

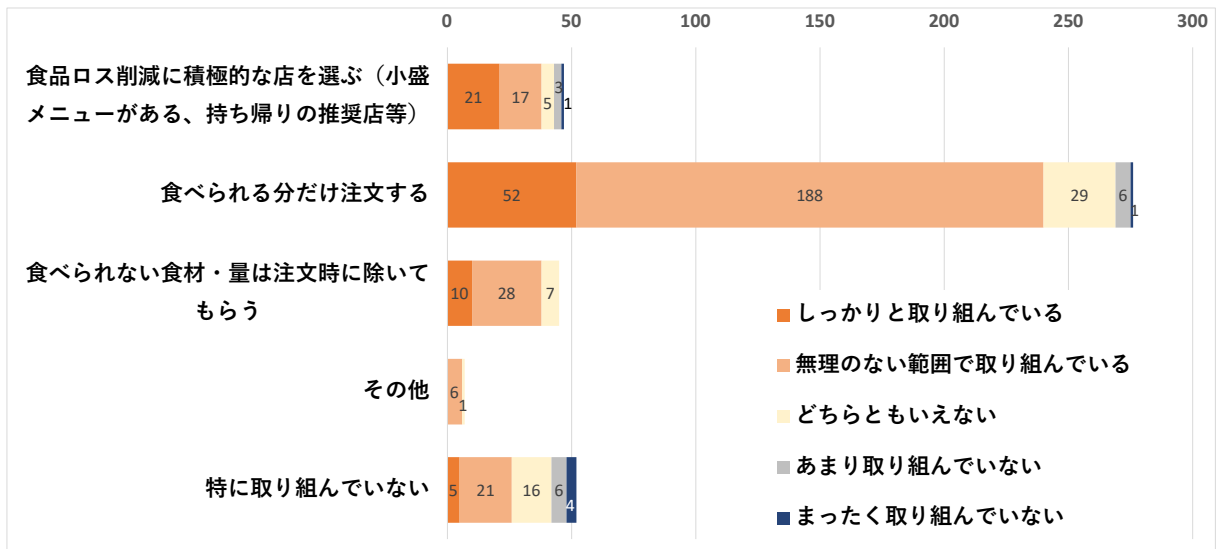
図 調理時における食品ロス削減に向けた各取組実施状況



## ウ 外食時における取組状況

外食時においては、約 76%の人が「食べられる分だけ注文する」取組を実施しています。

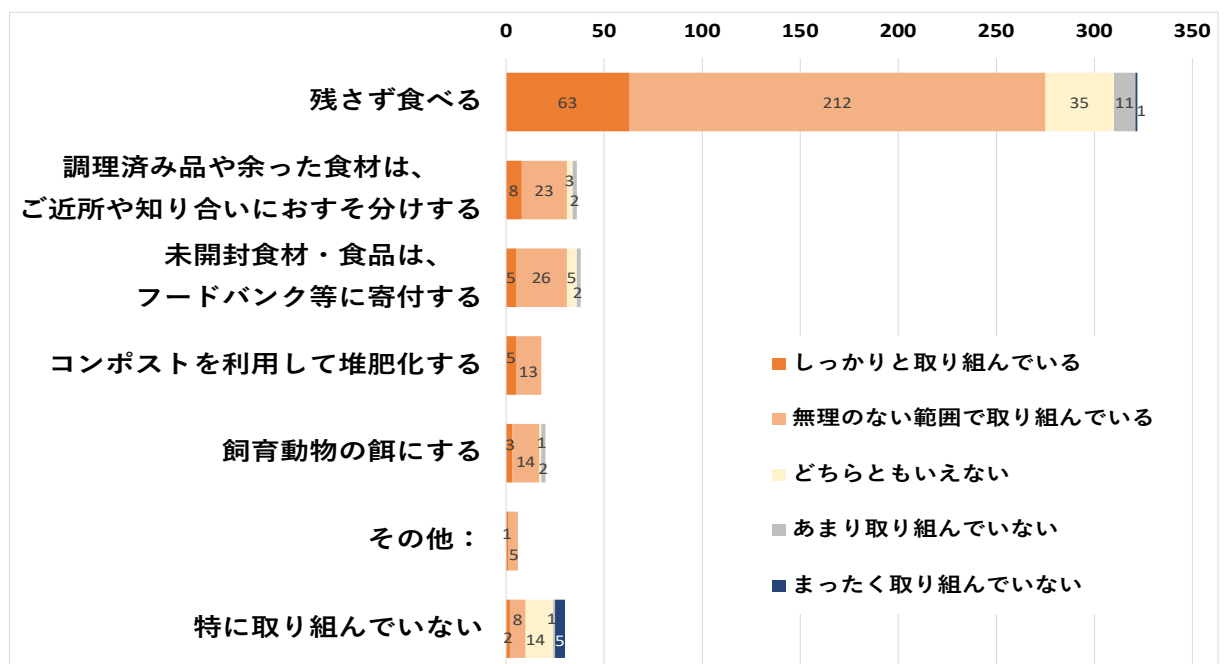
図 外食時における食品ロス削減に向けた各取組実施状況



## エ その他の取組状況

その他の取組としては、約 89%の人が「残さず食べる」取組を実施しており、約 10%の人は「フードバンクへの寄付」や「コンポスト利用」、「飼育動物の餌にする」など、独自の再生利用の取組を実施しています。

図 その他の食品ロス削減に向けた各取り組み実施状況



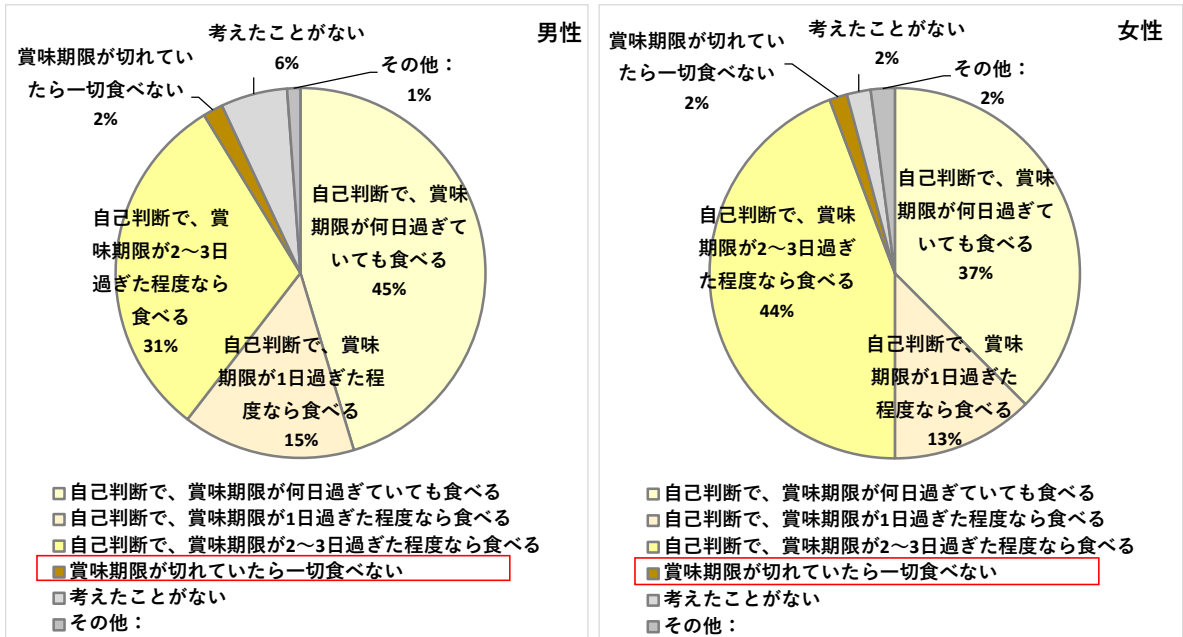
### ③ 賞味期限・消費期限に対する認識

賞味期限・消費期限の正しい知識が県民に浸透しているか把握するため、賞味期限及び消費期限が切れた食材に対する対応についてアンケート調査を実施しました。

賞味期限は、おいしく食べることができる期限であり、期限を過ぎても色や臭いを確認して悪くなっていなければ食べることが可能です。男女ともに約2%の人が「賞味期限が切れていたら一切食べない」と回答したものの、約93%の人が正しい認識を持って行動していることが分かりました。

一方、消費期限は、期限を過ぎたら食べない方がよい期日ですが、男性で約84%、女性で約90%の人が「消費期限が過ぎていても自己判断で食べる」と回答し、消費期限に関して正しく認識できていないことが分かりました。

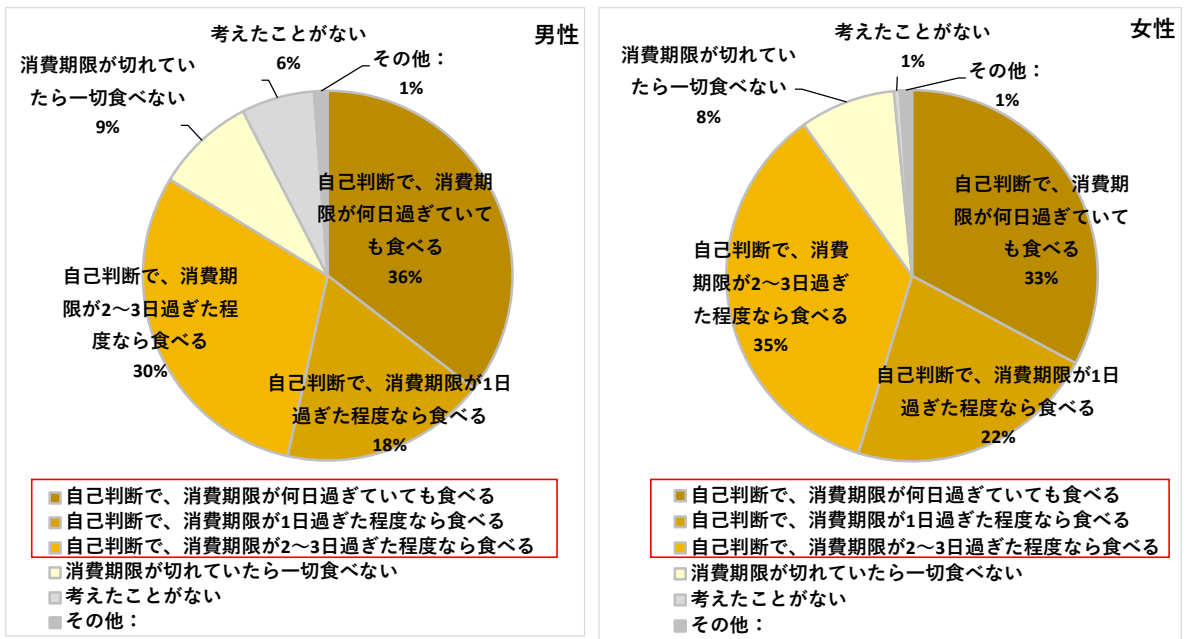
図 賞味期限の対応 (左：男性、右：女性)



※赤枠の選択肢は賞味期限に対して正しくない認識であることを示す。



図 消費期限の対応（左：男性、右：女性）



※赤枠の選択肢は消費期限に対して正しくない認識であることを示す。

#### ④ 各食品関連事業者及び行政への要望

県民が食品ロス削減に取り組むうえで小売店、飲食店、行政に向けた要望に関してアンケート調査を実施しました。男性は172人、女性は192人が回答し、それぞれの設問において複数回答可としました。

小売店に対する要望では、男性で約65%、女性で約76%の人が「消費・賞味期限近くの商品の値引き販売」を要望しており、さらに女性の約52%の人が「少人数世帯向けのばら売りや小分けされた商品の導入」を要望する傾向がみられました。

飲食店に対する要望では、男性の約43%、女性の約71%の人が「分量を選べるメニューの提供」、男性の約49%、女性の約77%の人が「自己責任で余った料理の持ち帰り」を要望する傾向にありました。

行政に対する要望では、男性及び女性の約44%の人が「情報発信の強化」、男性の約36%、女性の約47%の人が「コンポスト資材購入への補助」、男性の約27%、女性の約42%の人が「幼児教育や学校教育における指導、普及啓発」のように多岐にわたる要望を挙げています。

図 小売店への要望

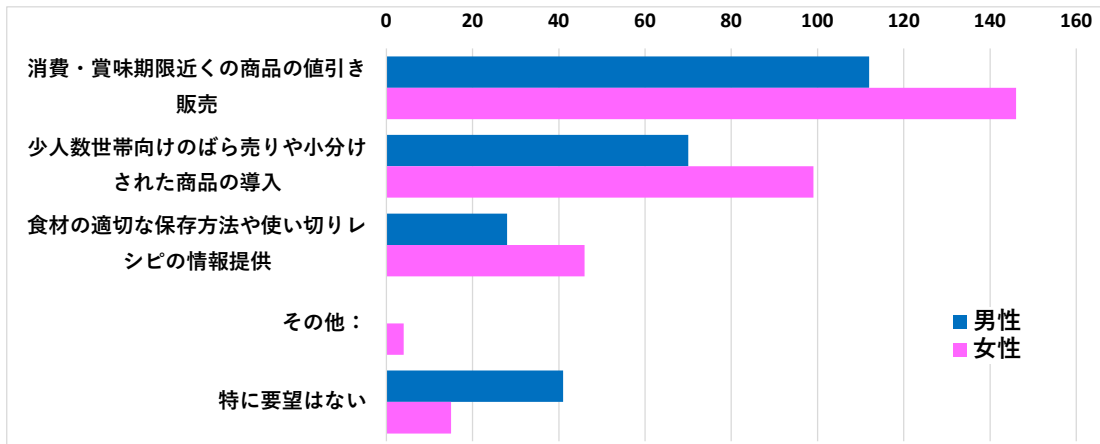


図 飲食店への要望

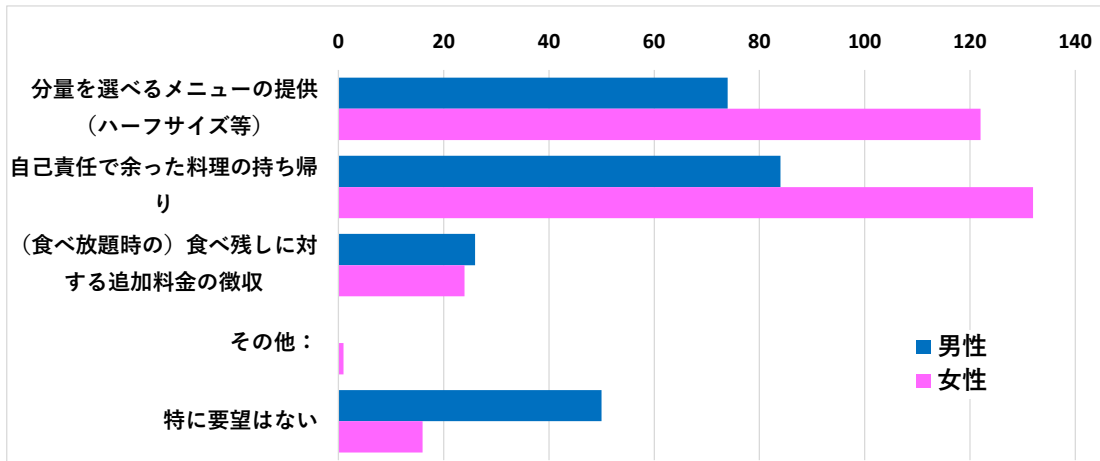
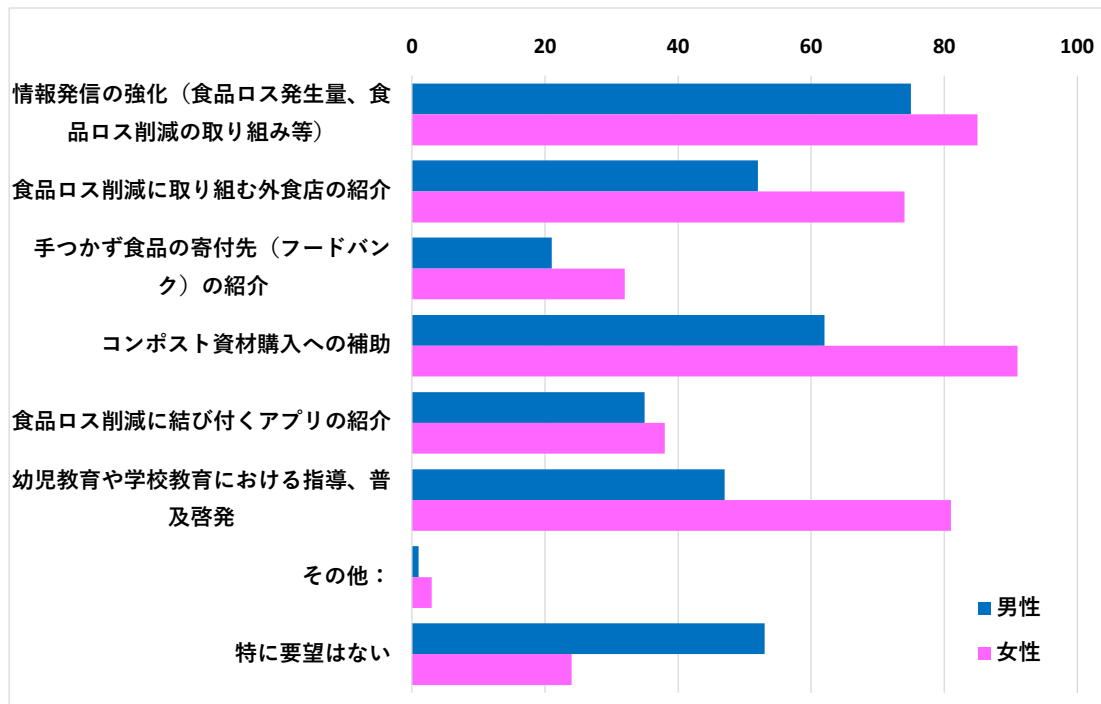


図 行政への要望



### 3 これまでの県の取組

#### (1) 子ども食堂や生活困窮家庭等への未利用食品の提供

県では沖縄子どもの未来県民会議と連携し、令和2年(2020年)10月より、企業から寄贈された食品を子どもの居場所や生活困窮家庭へ提供する「おきなわこども未来ランチサポート」の取組を実施しています。

また、食品ロスを減らす取組として、令和2年度(2020年度)から10月の食品ロス月間の期間中に「フードドライブ in 県庁」を実施し、集まった未利用食品等を「おきなわこども未来ランチサポート」の取組の中で、地域の子どもの居場所や生活困窮家庭へ送り届けています。

#### (2) 規格外や未利用の農林水産物の活用促進

県では農林漁業者の所得安定と販路拡大を図ることを目的として、6次産業化に取り組んでおり、商品開発の指導を含めた人材育成研修の事業を行っています。当該事業で支援を行った中には、しょうがの生産者が、商品価値の低いものや商品化の際に切り落とされていたしょうがの切れ端を加工品(ジンジャーシロップ)に活用した事例や、漁業者の会社が魚の未利用部位(内臓)を使用した加工品を開発した事例があり、規格外品等の活用の取組が行われています。

#### (3) 食品リサイクル(食品資源の再生利用等)の促進

食品リサイクルは、食品ロスの他、皮や骨などの食べることができない部分も含めた食品廃棄物等を、肥料や飼料などへの再生利用を行う取組であり、ホームページ掲載や食品表示講習会等を通して、その普及啓発に取り組んでいます。

#### (4) 環境問題に関する各種普及啓発

環境問題に関する各種普及啓発の取組を行ってきており、学校教育の場で環境問題を学ぶための教材として作成した「おきなわ環境教育プログラム」のテーマの一つとして食品ロスを取り上げ、子どもたちを通じて食品ロス問題に関する意識向上を図っています。

#### (5) 食品ロス量実態調査

県では令和3年度(2021年度)に食品ロス量の実態調査を実施しました。家庭系食品ロスについては、実際にごみ袋を開封することで、どれくらいの食品ロスが含まれているかの実態調査を本島内の糸満市及び大宜味村で実施しました。また、事業系食品ロスについては、県内の4業種(食品製造業、食品卸

売業、食品小売業、外食産業) に対し、アンケート調査を行い、食品廃棄物量、食品ロス量、食品ロスの内容等の調査を実施しました。

## 第3節 食品ロス削減に向けた本県の課題

### 1 事業系食品ロス関連

事業系食品ロスの削減は、食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）によって発生量や排出状況が異なるため、排出特性に応じた削減の取り組みを需要と供給のバランスにも留意しつつ、サプライチェーン全体で進める必要があります。さらに、事業者及び消費者双方が食の安心・安全について保障される制度の確立や導入が不可欠です。なお、本県においてはいずれの業種においても、「在庫管理（数量、適切な保管）の徹底」は多くの事業者が既に実施されている傾向にあります。

#### (1) 「食べ残し」の発生抑制

本県では、外食産業から排出される食品ロス量が非常に多いことから、外食産業に対して積極的に発生抑制対策を展開することにより、県内の食品ロス量削減に大きな効果が期待されます。特に、外食産業において最も食品ロスが発生する原因である「食べ残し」の削減施策を重点的・優先的に推進していくことが望まれます。

外食産業において食べ残しが発生する要因及び対策例を下表に整理しました。なお、事業者が持つ特色の損失や経済効果、顧客満足度を下げることが無いよう、一律的な施策展開ではなく、各事業者の経営形態において最適な取り組み施策を選択できるような配慮が必要となります。

**表 外食産業において食べ残し要因及び対策例**

要因	対策例
セットメニュー、定量での提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正量の選択肢</li> <li>・サイドメニューや単品メニューの採用</li> <li>・ドギーバック導入</li> </ul>
飾りつけ用食材の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刺身のつまや食用花等の食べ残されやすい食材提供抑制もしくは食用としての誘導</li> </ul>
buffet形式の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メニューごとの消費量・食品ロス量の把握</li> <li>・陳列時間の短縮（追加補充）、</li> <li>・動線の工夫（メニュー表や盛り付け例の表示）</li> </ul>
時間制限を伴う会食や宴会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料理を提供するタイミングの工夫</li> <li>・3010運動の普及</li> </ul>

## （２）各業種に求められる対策

外食産業の発生抑制対策に加えて、食品製造業、食品卸売業、食品小売業において、食品ロスの発生原因として多く挙げられた「消費・賞味期限切れ、納品期限切れ」に関する対策も食品ロス削減には有効です。賞味期限の3分の1以内を納品期限とする商慣習「3分の1ルール」の見直し、販売期限が近付いた食品の値引き・見切り販売、また、多くの消費者が小売業に希望する「ばら売りや小分け販売」への対応等に、食品製造業、食品卸売業、食品小売業の事業者には柔軟な対応が期待されます。

## （３）消費者への普及啓発

県内の食品ロス量削減のためには、事業者の努力や取組に依存するだけでなく、消費者への普及啓発も同時に取り組んでいくことが重要です。過度の鮮度志向、見た目重視、飽食時代における食の大切さ等に対する消費者の意識改革や行動変容、食品ロス削減に取り組む事業者に対する賛同や理解等を促す取り組みも不可欠です。さらに、「賞味期限」「消費期限」の正しい認識による品質や安全性の確保、持ち帰り食材・食品の適切な保管方法についても、正しい知識を身に付ける機会や情報提供が今後の課題となっています。

## 2 家庭系食品ロス関連

本県において発生する食品ロスの約半分は家庭から発生しています。そのうち、約60%が食べ残しによるものです。

家庭から出る食品ロス、日常生活における消費者の意識と行動によるところが大きく、消費者一人ひとりが、社会的課題となっている食品ロスについて理解し、食品ロス削減のための知識を身につけ、実際の行動として取り組むことが重要です。

### (1) 食品ロス問題の認知度

アンケート結果から、食品ロス問題を認識している人は93%を占めており、食品ロス問題に関する認知度は高いことがわかりました。

一方で、認識しているが、重要だと思わない、食品ロス問題は知らないが3%、4%の回答があることから、様々な機会を捉えて食品ロス削減の重要性の普及啓発が必要となっています。

### (2) 正しい知識の理解促進

家庭系食品ロス量調査結果から、本県においては、食べ残しによる食品ロス量が56.6%、手つかずの直接廃棄が43.4%となっています。

家庭から排出された食品ロスの内訳を見ると、賞味期限内、消費期限内であるにも関わらず手つかずのまま廃棄された食品も確認されました。

賞味期限、消費期限の正しい知識の普及啓発、食品に応じた適切な保存方法や食材を無駄にしないレシピ等の情報提供、家庭における余剰食品のフードバンクへの提供などが食品ロス削減に向けて効果的と考えられます。

### (3) 発生状況の把握と発生抑制

自身の家庭で発生する食品ロス量及びその特徴や傾向の把握を行うことにより各家庭における食品の適正量を認識する、さらに食品ロス削減に取り組むメリットの理解促進が、食品ロス削減に対して自発的かつ意欲的に取り組む上で重要な要素として挙げられます。なお、家庭における食品ロス発生量に最も影響を与えている「食べ残し」の発生抑制対策を、重点的・優先的に推進していくことが望まれます。

### (4) 生活の各場面で求められる行動

食品ロスが発生している場面を一人ひとりが認識することで、発生抑制につながる行動を起こすことが重要です。また、食品ロス削減に向けた行動の継続性を確保するためには、食品ロス削減の取組が特別なことでなく当たり前のこととなる意識づくり（食文化づくり）が必要となります。

#### ① 購入時の行動

- ・ 買い物前に冷蔵庫等の在庫を確認
- ・ ばら売りや（食べきれそうな）小分けにされた食材を選ぶ
- ・ 賞味・消費期限近くの商品でも期限内に使うなら購入する。
- ・ 皮ごと食べられる有機野菜や果物を積極的に選ぶ

#### ② 調理時の行動

- ・ 適切な保存方法で、長持ちするよう食材を保管する。
- ・ まとめて下処理する、使う分だけ小分けしておく

- ・食べきれ的分だけ作る（体調や家族の予定も配慮して作る量を調整する）
- ・食材を無駄にしないレシピを参考にし、エコクッキング技術の習得
- ・残っている食材や賞味期限が近いものから使う
- ・除去部分を減らす（野菜の皮や脂身の利用、ピーラーやフードプロセッサ一等の活用）

### ③ 外食時の行動

- ・食品ロス削減に積極的な店を選ぶ（小盛メニューがある、持ち帰り推奨店等）
- ・食べられる分だけ注文する
- ・食べられない食材・量は注文時に除いてもらう

## 3 未利用食品の活用

### （1）フードバンク及びフードドライブ

- ① 小売業者において、消費期限切れの食品の廃棄が発生しています。賞味期限が近い店頭には出せないまだ食べられる食品についてはフードバンク等に寄附したいが、寄附した食品の管理等に不安があります。
- ② フードバンク事業者及び市町村社会福祉協議会では、事業者から食品の寄附を受け、市町村や関係機関・団体等を通じて食品を提供しているが、地域によっては、ニーズに対し十分な食品を提供することができない状況も想定されるため、各市町村におけるニーズの実態を把握する必要があります。
- ③ 未利用食品の活用を推進するためには、食品を提供する協力企業等を増加させるとともに、支援を必要とする団体等におけるニーズを把握し、受け入れた食品を適切に保管できる施設の検討、離島を含め、県内全域への食品の円滑な配送など、持続的な食支援の仕組みの構築が必要です。

### （2）災害時用備蓄食料

県では、被災市町村の行う物資供給活動等を支援するため沖縄県備蓄方針に基づき食料等を備蓄していますが、賞味期限が残り1年になった備蓄食料については、防災訓練や物資を必要とする公益性の高い団体等に提供するなど備蓄食料の効率的な活用方法を検討する必要があります。



## 第3章 本県が目指す将来像、各主体の役割・行動及び施策展開

### 第1節 沖縄県が目指す将来像

- 1 食品ロス削減を推進するためには、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図る事が重要であり、県民各層が食品ロスの問題を「我が事」として捉え、食品ロス削減を実行していく社会を目指します。
- 2 持続可能な循環型社会の実現に向け、行政、事業者及び消費者等の多様な主体による連携・協働のもと、県民運動として食品ロス削減に取り組む社会を目指します。
- 3 未利用食品を有効に活用していく社会を目指します。

### 第2節 各主体に求められる役割と行動

#### 1 消費者の役割

消費者は、食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握することとします。そして、食品ロスを削減するために自らができることを考え、行動することとします。

#### 2 農林漁業者・食品関連事業者等の役割

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施することとします。

自らの事業活動により発生している食品ロス量を把握し、サプライチェーン全体での連携・見直しを図り、事業活動から排出される食品ロスの削減に努めます。

これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行います。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めます。

##### (1) 農林漁業者

規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進することとします。



## **(2) 食品製造業者**

- ① 食品原料の無駄のない利用や製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努めます。
- ② 食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組むこととします（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮することとします）。また、年月表示化が可能な商品は賞味期限表示の大括り化に取り組むこととします。
- ③ 食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進することとします。
- ④ 消費実態に合わせた容量の適正化を図ることとします。
- ⑤ 製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進することとします。

## **(3) 食品卸売・小売業者**

- ① サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに努めます。
- ② 天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等を工夫することとします。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を工夫することとします。
- ③ 賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行うこととします。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行うこととします。
- ④ 食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努めることとします。

## **(4) 外食事業者（レストラン、宴会場のあるホテル等を含む。）**

- ① 天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等を工夫することとします。
- ② 消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入することとします。
- ③ おいしい食べきりと呼び掛ける「3010運動」等の取組を行うこととします。
- ④ 消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行うこととします。
- ⑤ 外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者は、食品ロス削減のための可能な取組を行うこととします。

## **(5) 食品関連事業者等に共通する事項**

- ① 包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容することとします。
- ② フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行うこととします。
- ③ 未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行うこととします。
- ④ 食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示することとします。

## **3 農林漁業者・食品関連事業者以外の事業者の役割**

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行うこととします。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努めます（フードバンクへの提供を含む）。

## **4 関係団体の役割（マスコミ、消費者団体、NPO等）**

マスコミや消費者団体等は、沖縄県が目指す将来像の実現のため、それぞれの立場で協力するとともに、消費者及び事業者がその役割を理解し、行動できるよう積極的な普及啓発活動等に取り組むこととします。

## **5 行政の役割**

### **(1) 沖縄県**

県は、全県的な食品ロス削減の取組を展開するため「沖縄県食品ロス削減推進県民会議」及び「沖縄県食品ロス削減推進会議」等の推進体制を構築し、県民（消費者）、事業者、関係団体等との連携・協働を図りながら、各種施策を実施します。また、県民（消費者）、事業者及び関係団体等による食品ロス削減の取組に対して支援します。

### **(2) 市町村**

市町村は、食品ロス削減推進法第13条の規定に基づき、国の基本方針及び沖縄県食品ロス削減推進計画を踏まえ、地域の特性に応じた当該市町村における市町村食品ロス削減推進計画を定め、実施するよう努めます。また、沖縄県食品ロス削減推進計画に定める施策の推進に協力するものとします。

## 第3節 食品ロス削減の基本的な施策

### 1 基本的施策の方向性

食品ロスの削減を推進するため、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着を図ります。

県民各層が食品ロスの問題を「我が事」として捉え、行政、事業者及び消費者等の多様な主体が連携・協働のもと県民運動として食品ロスの削減に取り組みます。

未利用食品等について、食品としての安心・安全を確保しつつ生活困窮家庭対策等に活用する仕組みを構築します。

### 2 基本的施策の推進

国の基本方針及び県の現状・特性を踏まえて、以下の施策を展開します。

#### (1) 教育及び学習の振興、普及啓発

消費者、事業者等が食品ロスの削減について理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう教育及び普及啓発の施策を推進します。

##### ① 家庭における食品ロス削減の普及啓発の推進

食品ロス等の削減をテーマにしたシンポジウムや小売店等と連携したイベント開催等により、暮らしの中で食品ロスを認識し、削減に向けた行動を考え、実践を促す機会とします。

(消費・暮らし安全課)

##### ② 食品ロス削減に関する講座の実施

学校での教科や出前講座、給食指導等を通じた児童生徒や学生に対する食品ロス削減の意識啓発や理解促進を図ります。

(保健体育課、健康長寿課、消費・暮らし安全課)

##### ③ 賞味期限や消費期限表示の正しい理解の促進

「賞味期限（おいしく食べられる期限）」と「消費期限（食べても安全な

期限)」の違いについて、消費者に対し重点的に啓発することで、食品ロス削減に資する期限表示の正しい理解を促進します。

(消費・くらし安全課)

#### ④ 宴会やビーチパーティ等季節ごとの情報発信

季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を促進します。

(消費・くらし安全課)

#### ⑤ 外食時食べきりの促進と安全な持ち帰り等の啓発

##### ア 3010 運動の推進

飲食店等事業者及び消費者に対する「3010 運動」\*の普及啓発により、外食時の食べ残しの削減を促進します。

※宴会等の最初の 30 分間と終了前の 10 分間に食事をしっかり楽しむことで食べ残しを減らす取組。

(環境整備課、消費・くらし安全課)

##### イ 衛生的なドギーバッグ活用法の普及啓発

生ものは持ち帰らない、持ち帰った料理は短時間で喫食する、長時間常温にせず火を通すなど安全に食べる工夫をするといった消費者の衛生知識の向上を図り、消費者と店舗との信頼関係の下、衛生的なドギーバッグ活用の慣習が広がるよう普及啓発に取り組みます。

(環境整備課、衛生薬務課)

#### ⑥ 食品廃棄物の削減の推進

食べ残し削減などを含めた日常生活における身近な 3 R 行動（冷蔵・冷凍庫内の整理、食材の適切な保存方法など）の実践を促します。

(環境整備課、消費・くらし安全課)

#### ⑦ 沖縄県食育推進計画と連携した食品ロス削減の推進

健康寿命の延伸に繋がる食育を推進し、栄養バランスに配慮した望ましい食生活の実践を通じて、食べ物に対する感謝と「もったいない精神」で食べ物を無駄にせず、食品ロス削減の重要性についての理解促進を図ります。

(健康長寿課)

#### ⑧ 商慣習見直し機運の醸成（食品流通段階での納品期限 3 分の 1 ルールの緩和等）

食品流通段階における商慣習が食品ロス発生の大きな要因となっていることから、県民会議のもとに消費者に対して食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進します。

(流通・加工推進課、ものづくり振興課、消費・暮らし安全課)

#### ⑨ もったいない意識の醸成を図るための県独自のロゴマーク等の活用

沖縄県の食品ロス削減の取組の趣旨を表現したロゴマーク等を制定し、食品ロス削減に取り組む企業・団体等に積極的な活用を促し、県民運動としての更なる展開を推進します。

(消費・暮らし安全課)

#### ⑩ 食品ロス削減月間（10月）等の取組

食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）に、食品ロスの削減に対する県民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組を実施します。

(消費・暮らし安全課)

#### ⑪ 県広報媒体等を活用した広報活動

各種広報媒体を活用し、県内の食品ロス等の削減に関する先進的な取組事例等について情報発信することで、食品ロス等の削減に関する意識を啓発します。

(広報課)

#### ⑫ 観光客等への普及啓発

観光誘客プロモーションや修学旅行誘致を行う際に食品ロス削減の啓発活動を行います。合わせて、観光客やMICE等を受け入れる宿泊施設や観光施設の管理者側に対しても食品ロス削減の取組の協力依頼を呼びかけます。

(観光振興課、MICE推進課)

#### ⑬ 関係団体への普及啓発

食品ロス削減の優良事例について普及啓発を図るなど、各種イベント等で食品ロス削減を推進します。

(関係各課)

### (2) 食品関連事業者系食品ロス対策

食品関連事業者及び農林漁業者が実施する食品の生産、製造、販売等の各

段階において発生している食品ロスの削減のために積極的な取組を支援します。

**① 規格外や未利用の農林水産物の活用の促進**

生産された農林水産物を無駄にしないよう、出荷されることなく廃棄される農林水産物の削減を図るため、加工等により規格外農林水産物の活用が可能な6次産業化を推進します。

(流通・加工推進課)

**② 賞味期限の大括り化の促進**

賞味期限の年月表示化が可能な商品は、賞味期限表示の大括り化の取組を促進します。

(衛生薬務課、ものづくり振興課)

**③ 商慣習見直し取組の促進(食品流通段階での納品期限3分の1ルールの緩和等)**

サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限(3分の1ルール)の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しの取組を促進します。

(流通・加工推進課、ものづくり振興課、消費・くらし安全課)

**④ 外食産業における食べ残し対策等の促進**

飲食店等事業者に対し、3010 運動※、「外食時のおいしく『食べきり』ガイド」を周知することにより食べ残しの発生抑制等の取組を促進します。

※宴会等の最初の30分間と終了前の10分間に食事をしっかり楽しむことで食べ残しを減らす取組。

(環境整備課、消費・くらし安全課)

**(3) 表彰制度の創設**

行政、事業者、消費者等が連携した県民総ぐるみ参加の食品ロス等削減運動を推進するため、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者を表彰します。

**① 食品ロス削減に貢献した事業者への表彰制度の創設**

食品ロス削減の先進的な取組事例を周知し、県民等に削減取組の重要性が広く認知され、県内における一層の実践を促すため、表彰を実施します。

(消費・くらし安全課)

#### (4) 実態調査及び調査・研究の推進

食品ロス削減の効果的な施策を検討するため、県内の食品ロス実態調査を実施し要因等を分析します。また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査します。

##### ① 家庭系食品ロス発生量の調査

家庭系食品ロス発生量を把握するため、適時、実態調査を実施します。  
(環境整備課)

##### ② 事業系食品ロス発生量の調査

事業系食品ロス発生量を把握するため、適時、実態調査を実施します。  
(消費・暮らし安全課)

#### (5) 情報の収集及び提供

食品ロス問題と削減の取組について、重要性の理解と関心を増進するため、県広報媒体等を活用して広報活動を実施します。

##### ① 先進的な食品ロス削減の取組等の広報活動

本県および全国の先進的な取組や優良事例を協議会やシンポジウム、啓発イベントなどについて、県広報媒体を通じて幅広い世代に向けて情報を提供・発信します。

(広報課)

##### ② エシカル消費啓発と連動した取組

エシカル消費の周知を行う中で、食品ロス削減への取組が人・社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費につながることを消費者に啓発します。

(消費・暮らし安全課)

#### (6) 未利用食品を提供するための活動の支援等

フードバンクがフードドライブ、未利用加工食品等を活用できるように支援するとともに、生活困窮家庭等への未利用食品の活用を促進します。

また、災害時用備蓄食料の更新の際の有効活用を図ります。

##### ① 未利用加工食品等を活用するためにフードバンク活動の取組を支援

未利用加工食品等の活用を推進するため、食品を提供する協力企業等を確保するとともに、支援を必要とする団体等のニーズを把握し、フードバンク活動の取組と連携した持続的な食支援の仕組みの構築を図ります。

また、子ども食堂や福祉施設等に提供するフードバンク活動に関する情報発信を図ります。

(子ども未来政策課、消費・暮らし安全課)

## ② 生活困窮家庭等への未利用食品の活用の推進

食品関連事業者等から発生する未利用食品等を子ども食堂や福祉施設等に提供するフードバンク活動に関する情報発信を図ります。

(子ども未来政策課、消費・暮らし安全課)

## ③ 災害時用備蓄食料の有効活用

買い替えを迎える災害時用備蓄食料については一定の賞味期限を残した形でフードバンク等に提供し有効活用を図ります。

(消費・暮らし安全課)

# 第4節 沖縄県の特性を踏まえた施策展開

## 1 未利用食品の有効活用の推進

### (1) 生活困窮家庭等への未利用食品等の食料支援の仕組みを構築

#### ① 現状と課題

##### ア 深刻な子どもの貧困率

平成27年(2015年)11月に県が実施した調査における沖縄県の子どもの貧困率は29.9%で、全国の16.3%と比較し約2倍となっています。

また、母子世帯など子どもがいる大人が1人の世帯の貧困率は58.9%となっています。

##### イ フードバンク活動の取組支援

フードドライブ、未利用加工食品等の活用によりフードバンク活動の取組を支援するとともに、生活困窮家庭等への未利用食品の活用を推進する必要があります。

#### ② 施策展開

沖縄子どもの未来県民会議と連携した食料支援の仕組みづくりを構築します。

(子ども未来政策課、消費・暮らし安全課)

### (2) 県の災害時用備蓄食料の有効活用の推進

#### ① 現状と課題

「沖縄県備蓄方針」に基づき計画的に備蓄している食料について、賞味期限が迫った食料の処理方法が定められていません。



## ② 施策展開

災害時用備蓄食料の買い替え時期に合わせて賞味期限が1年に迫った物資（食料）をフードバンク等に提供し有効活用を図ります。

（消費・くらし安全課）

## 2 台風等により仕入れが遅れた食品等の有効活用の促進

### （1）現状と課題

毎年のように本県に襲来する台風等災害により、小売事業者等が県外等から仕入れた食品の消費期限が短くなることで店舗販売や宅配ができなくなり廃棄するケースが生じる場合があります。

### （2）施策展開

フードバンク等を活用し子ども食堂や生活困窮家庭等に提供できるような仕組みを構築します。

（子ども未来政策課、消費・くらし安全課）

## 3 観光客への食品ロス削減の普及啓発の取組

### （1）現状と課題

新型コロナウイルス感染症が流行する以前は、本県の入域観光客数が約1000万人の観光立県であることを踏まえ、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えて観光客等に対する食品ロス削減の取組が必要です。また、観光客等の受け入れ側の宿泊施設や観光施設にも食品ロス削減の取組を促進します。

### （2）施策展開

観光誘客プロモーションや修学旅行誘致を行う際に食品ロス削減の啓発活動を行います。合わせて、観光客やMICE等を受け入れる宿泊施設や観光施設等の管理者側に対しても食品ロス削減の取組の推進を呼びかけます。

（観光振興課、MICE推進課）

## 第4章 計画の推進体制及び進行管理

### 第1節 推進体制の整備

- ・ 消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと、相互に連携・協働し県民総ぐるみ参加の食品ロス削減に取り組みます。
- ・ 庁内組織である「沖縄県食品ロス削減推進会議」において、部局横断的な施策や普及啓発の方策等を検討・協議します。
- ・ 官民一体組織である「沖縄県食品ロス削減推進県民会議」において、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が連携・協働を図りながら、食品ロス削減等の取組を推進します。

### 第2節 計画の進行管理

#### 1 計画推進を図るための指標及び数値目標の設定

計画推進を図るため食品ロス削減に関する指標及び数値目標を設定します。また、食品ロス削減の推進に関する施策の実施状況について継続的に点検し、毎年、PDCA サイクルによる進行管理を行いながら、必要に応じて施策の見直し等を実施します。

##### (参考)

- ◇ SDGs の目標 12「つくる責任つかう責任」のターゲット 12.3 では「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」と掲げられている。
- ◇ 家庭系食品ロスについては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年・2018 年 6 月閣議決定）において、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年・2019 年 7 月公表）において、ともに 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定している。

## 2 沖縄県の食品ロスの指標及び削減目標

### (1) 沖縄県の食品ロス量

計画開始年度（令和4年度、2022年度）の食品ロス量61,450トン、計画最終年度（令和13年度、2031年度）までに、51,004トンまで削減することを目指します。

指 標	計画開始年度 (令和4年度、2022年度)	計画最終年度 (令和13年度、2031年度)	削 減 量
家庭系 食品ロス量	35,667トン	29,604トン	6,063トン (17%削減)
事業系 食品ロス量	25,783トン	21,400トン	4,383トン (17%削減)
県民1人 当たりの 食品ロス量	115g/人・日	95g/人・日	20g (17%削減)

※削減目標については、国が2000年度から2030年度までの30年間で食品ロス量を50%削減させるという目標を設定しており、本計画の期間（10年間）が国の期間の3分の1であることを踏まえ、17%削減（ $50\% \div 3 \approx 17\%$ ）という目標を設定している。

### (2) 食品ロス問題を認知し削減に取り組む消費者の割合

指 標	令和4年度 (2022年度)	令和13年度 (2031年度)
食品ロス問題を認知している県民の割合	97.0%	100%
食品ロス問題を認知し削減に取り組む県民の割合	80.2%	97.0%

## 参 考 資 料

### ※計画策定時における巻末添付資料（仮）

- 食品ロスの削減に関する法律の概要
- 食品ロスに関する用語解説
- 沖縄県食品ロス削減推進会議設置要綱
- 沖縄県食品ロス削減推進県民会議設置要綱

## ○食品ロスの削減に関する法律の概要

### <食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

### 前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

### 食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

### 責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

### 食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

### 食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

### 基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

### 基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等  
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

### 食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

施行期日：公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

出典：消費者庁ホームページ

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/promote/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/)

## ○食品ロスに関する用語解説

	用語	説明
1	エシカル消費	消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。
2	SDGs (持続可能な開発目標)	持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。
3	おきなわこども未来ランチサポート	令和2年10月から行政と民間が一体となって行っている、地域で食事支援を行う居場所や十分に食事をとることが難しい家庭に対し、食品を安定的に供給する体制を整備することで生活の安定と居場所の持続的活動を支援する事業。
4	規格外品	企業により認識する範囲は異なるが、一般に規格外品とは、重量・容量や色、形状が当該商品の標準と異なるものや、包材の不良が発生した商品等を言う。
5	サステイナブルツーリズム	観光地の本来の姿を持続的に保つことができるように、観光地の開発やサービスのあり方を見定め旅行の設定を行うこと。
6	サプライチェーン	サプライチェーン (supply chain) とは、商品が消費者に届くまでの「原料調達」に始まり「製造」「在庫管理」「物流」「販売」等を通じて消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと。
7	3010運動	宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン。 <乾杯後30分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう。 <お開き10分前>になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう。と呼びかけて、食品ロスを削減する運動。
8	持続可能な2030アジェンダ	平成27(2015)年9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際社会共通の目標。
9	消費期限	定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日。
10	賞味期限	定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日。
11	食品ロス	本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品。
12	食糧自給率	我が国の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標。

13	3R	Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)の総称。 Reduce・・・製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。 Reuse・・・使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。 Recycle・・・廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。
14	ドギーバッグ	レストランやパーティーで食べきれずに残してしまった料理を持ち帰るための容器のこと。そもそも、家で待つ愛犬にも分けてあげるためと(言い訳をして)持ち帰ったことから、この名がついたとされる。
15	納品期限(1/3ルール)	賞味期間の3分の1以内を小売店舗への納品期限とする商慣習。
16	貧困率	貧困率とは、(ある特定の年齢層で)所得が貧困線を下回っている人の割合のことを指す。貧困線は、全人口の家計所得中央値の半分とされている。
17	PDCAサイクル	plan(計画)、do(実行)、check(評価)、act(改善)のステップを繰り返し、つねに不都合を改善しながら次の計画に周期ごとの成果を反映させて、業務の質を継続的に向上させていくこと。
18	フードドライブ	家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。
19	フードバンク	食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体。
20	MICE	企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。
21	リードタイム	生産・流通・開発などの現場で、工程に着手してから全ての工程が完成するまでの所要期間。
22	レスポンスブルーツリズム	Responsible tourism(責任ある観光) 事業者だけでなく、観光客も責任意識を持って観光を行う事。
23	6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。



## ○沖縄県食品ロス削減推進会議設置要綱

(設置)

**第1条** 本県における食品ロス削減の推進に関する施策及び生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品等の活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、沖縄県食品ロス削減推進県民会議と連携を図るため沖縄県食品ロス削減推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食品ロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。
- (2) 食品ロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- (3) 食品ロス削減に関する普及啓発に関すること。
- (4) 生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品等を活用するための連携体制の構築に関すること。
- (5) 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第12条の規定に定める沖縄県における食品ロスの削減の推進に関する計画に関すること。
- (6) その他食品ロス削減等に関すること。

(組織)

**第3条** 推進会議は、議長、副議長及び委員で組織する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 副議長は、子ども生活福祉部を担当する副知事をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、会議を総理する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 推進会議は、議長が必要に応じて招集する。

(幹事会)

**第5条** 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議を補佐し、推進会議に提示する事項について協議調整する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、子ども生活福祉部生活企画統括監をもって充てる。
- 5 副幹事長は、子ども生活福祉部消費・くらし安全課長をもって充てる。



- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。
- 8 幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 9 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。

(作業部会)

**第6条** 幹事会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、幹事会に提示する事項又は食品ロス削減に関する必要な事項について協議調整する。
- 3 作業部会は、部会長及び部会員で組織する。
- 4 部会長は、消費・暮らし安全課長をもって充てる。
- 5 部会員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(関係者の出席)

**第7条** 議長及び幹事長は、必要があると認めるときは、推進会議及び幹事会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

**第8条** 推進会議の庶務は、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の議長が、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

副知事

知事公室長

総務部長

企画部長

環境部長

子ども生活福祉部長

保健医療部長

農林水産部長

商工労働部長

文化観光スポーツ部長

土木建築部長  
教育長

別表第2（第5条関係）※幹事会

知事公室広報課長  
総務部総務私学課長  
企画部企画調整課長  
環境部環境整備課長  
子ども生活福祉部子ども未来政策課長  
保健医療部健康長寿課長  
保健医療部衛生薬務課長  
農林水産部流通・加工推進課長  
商工労働部ものづくり振興課長  
文化観光スポーツ部観光政策課長  
土木建築部土木総務課長  
教育庁保健体育課長

別表第3（第6条関係）※作業部会

知事公室広報課広報広聴班長  
総務部総務私学課私学・法人班長  
企画部企画調整課SDGs推進室主幹  
環境部環境整備課一般廃棄物班長  
子ども生活福祉部子ども未来政策課企画班長  
子ども生活福祉部消費・くらし安全課消費生活班長  
保健医療部健康長寿課健康推進班長  
保健医療部衛生薬務課食品乳肉班長  
農林水産部流通・加工推進課流通政策班長  
商工労働部ものづくり振興課製造産業班長  
文化観光スポーツ部観光政策課観光文化企画班長  
土木建築部土木総務課総務班長  
教育庁保健体育課学校安全・給食班長

## ○沖縄県食品ロス削減推進県民会議設置要綱

### (設置)

第1条 国、県、市町村、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者の多様な主体が連携・協働し、県民一人ひとりが主体的に参加する県民運動として食品ロスの削減（まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための取組）に取り組むとともに、生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品等を子どもの貧困対策等に活用するための施策について総合的かつ計画的に推進することを目的に、沖縄県食品ロス削減推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 県民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食品ロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。
- (2) 食品ロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- (3) 食品ロス削減に関する普及啓発に関すること。
- (4) 生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品等を活用するための連携体制の構築に関すること。
- (5) 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第12条の規定に定める沖縄県における食品ロスの削減の推進に関する計画に関すること。
- (6) その他県民会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織等)

第3条 県民会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は沖縄県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、子ども生活福祉部長、沖縄県食品産業協議会会長、沖縄県飲食業生活衛生同業組合理事長、沖縄県生活協同組合連合会代表理事会長理事をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職及び学識の経験がある者をもって充てる。
- 5 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 県民会議は、会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者が議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

### (実務者会議)

第5条 県民会議の円滑な運営を図るため、県民会議に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、第2条に掲げる事項の取組について協議調整する。
- 3 実務者会議は、座長、別表第2に掲げる団体の長が推薦する者及び学識の経験がある者で組織する。
- 4 座長は、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課長をもって充てる。
- 5 実務者会議は、必要に応じ、座長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 会長及び座長は、必要があると認めるときは、県民会議又は実務者会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 県民会議の事務を処理するため、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課に事務局を置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月8日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

(順不同)

区分	団体名	役職
学識経験者	琉球大学	琉球大学農学部教授
生産者関係団体	沖縄県農業協同組合	代表理事理事長
	沖縄県漁業協同組合連合会	代表理事会長
食品製造業関係団体	沖縄県食品産業協議会【副会長】	会長
小売業関係団体	イオン琉球株式会社	代表取締役社長
	金秀商事株式会社	代表取締役社長
	株式会社サンエー	代表取締役社長
	株式会社リウボウストア	取締役営業本部長
	生活協同組合コープおきなわ	代表理事理事長
	株式会社ローソン沖縄	代表取締役社長
	株式会社沖縄ファミリーマート	商品本部部長
	株式会社セブン・イレブン・沖縄	代表取締役社長

飲食業関係団体	沖縄県飲食業生活衛生同業組合【副会長】	理事長
ホテル業関係団体	沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長
食品衛生関係団体	一般社団法人沖縄県食品衛生協会	会長
観光関係団体	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	会長
消費者関係団体	一般社団法人沖縄県婦人連合会	副会長
	沖縄県生活協同組合連合会【副会長】	代表理事会長理事
	公益社団法人沖縄県栄養士会	会長
	沖縄県食生活改善推進員連絡協議会	会長
福祉関係団体	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会	会長
教育関係団体	一般社団法人沖縄県PTA連合会	副会長
	公益財団法人沖縄県学校給食会	理事長
フードバンク事業者	特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄	代表理事
報道関係団体	株式会社沖縄タイムス社	代表取締役社長
	株式会社琉球新報社	代表取締役社長
	琉球放送株式会社	代表取締役社長
	沖縄テレビ放送株式会社	代表取締役社長
	日本放送協会沖縄放送局	局長
	琉球朝日放送株式会社	代表取締役社長
	株式会社ラジオ沖縄	代表取締役社長
	株式会社エフエム沖縄	代表取締役社長
労働関係団体	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会	理事長
市町村関係団体	沖縄県市長会	会長
	沖縄県町村会	会長
県	沖縄県【会長】	知事
	子ども生活福祉部【副会長】	部長
	教育庁	教育長

別表第2（第5条関係）

※構成員は実務者とし、各団体に任せる。（順不同）

区分	団体名
学識経験者	食品ロスに関する学識を有する者
生産者関係団体	沖縄県農業協同組合
食品製造業関係団体	沖縄県食品産業協議会
小売業関係団体	イオン琉球株式会社
	金秀商事株式会社

	株式会社沖縄県物産公社
	株式会社サンエー
	株式会社リウボウストア
	生活協同組合コープおきなわ
飲食業関係団体	沖縄県飲食業生活衛生同業組合
ホテル業関係団体	沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
食品衛生関係団体	一般社団法人沖縄県食品衛生協会
観光関係団体	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
消費者関係団体	沖縄県生活協同組合連合会
福祉関係団体	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
教育関係団体	公益財団法人沖縄県学校給食会
フードバンク事業者	特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄
労働関係団体	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会
市町村関係団体	沖縄県市長会
	沖縄県町村会
県	環境部環境整備課
	子ども生活福祉部子ども未来政策課
	子ども生活福祉部消費・くらし安全課
	保健医療部健康長寿課
	保健医療部衛生薬務課
	農林水産部流通・加工推進課
	商工労働部ものづくり振興課
	文化観光スポーツ部観光政策課
教育庁保健体育課	







食べられるのに捨てられてしまう食品を減らしましょう

# 10月 食品ロス削減月間

10月30日 食品ロス削減の日



〜かくれた「ろすのん」を見つけだそう〜



事業者と家庭からの「もったいない」食品ロスを減らすため、関係省庁が連携し国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」を展開しており、この運動のロゴマークが「ろすのん」です。ろすのんは、食品ロス削減を積極的に取り組む企業等として使うことができます。



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

